

## 厚岸町議会 第1回定例会

平成20年3月6日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成20年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、谷口議員、11番、大野議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議案第11号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算から議案第19号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上9件を一括議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第11号から第17号の提案理由を説明させていただきます。  
初めに、議案第11号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）の提案理由を説明させていただきます。  
議案書1ページでございます。  
平成19年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）。  
平成19年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。  
第1条、第1項、歳入歳出予算の補正でございます。  
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,345万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,268万5,000円とする。  
第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
2ページ、3ページ、第1表でございます。歳入歳出予算補正であります、記載のとおり、歳入では15款30項、4ページ、5ページ、歳出では11款29項にわたって、それぞれ4億9,345万円の増額補正でございます。  
事項別によりご説明させていただきます。  
13ページをお開き願います。  
歳入でございます。  
1 款町税、1 項町民税、1 目個人2,180万円の減、2 目法人832万1,000円の増、2 項1

目固定資産税823万7,000円の増、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金5万3,000円の増、3項1目軽自動車税30万9,000円の増、4項1目たばこ税293万8,000円の減、5項1目特別土地保有税1,000円の減、6項1目都市計画税31万5,000円の減、それぞれ最終調停見込みによる計数整理に伴う増減でございます。

2款地方譲与税、1項1目地方道路譲与税114万7,000円の減、2項1目自動車重量譲与税51万9,000円の増。

6款1項1目地方消費税交付金410万4,000円の減。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金119万8,000円の増。

8款1項1目自動車取得税交付金235万3,000円の減。

11款1項1目1節地方交付税、普通交付税3億3,108万4,000円の増、特別交付税9,334万円の増、計4億2,442万4,000円となるところでございます。増となるところでございます。

12款1項1目交通安全対策特別交付金108万5,000円の減。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金20万2,000円の減、15ページ、2節児童福祉費負担金174万5,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金18万5,000円の減、3目農林水産業費負担金、1節農業費負担金802万2,000円の減、主に草地整備改良事業負担金の減でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節社会福祉使用料12万9,000円の減、2節児童福祉使用料52万1,000円の減、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料15万9,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

4目農林水産業使用料、1節農業使用料872万円の減、主に牧場使用料924万4,000円の減でございます。2節林業使用料6万6,000円の減、3節水産業使用料2,000円の減、5目1節商工使用料1,000円の減、6目土木使用料、2節河川使用料4万1,000円の減、7目教育使用料、3節社会教育使用料5万5,000円の減、4節保健体育使用料2万円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2項手数料、1目総務手数料、1節総務管理手数料1万5,000円の減、2節徴税手数料10万6,000円の減、3節戸籍住民登録手数料23万円の増、3目衛生手数料、1節保健衛生手数料7,000円の増、2節環境政策手数料52万5,000円の減、4目農林水産業手数料、1節農業手数料2,000円の増、17ページ、2節水産業手数料1万4,000円の増、6目土木手数料、5節住宅手数料16万7,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

3項1目1節証紙収入、ごみ処理証紙収入12万9,000円の減、し尿処理証紙収入282万9,000円の減。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金69万2,000円の増、主に障害者自立支援給付費負担金の増でございます。2節児童福祉費負担金92万7,000円、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金11万9,000円の増、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金332万5,000円の増、主に後期高齢者医療制度創設準備事業補助金の増でございます。3節防衛施設周辺整備事業補助金21万円の減、4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金437万7,000円の減、主に矢臼別演習場、農業用機械導入事業補助金の減でございます。

6 目土木費国庫補助金、5 節住宅費補助金14万8,000円の減、6 節防衛施設周辺整備事業補助金466万8,000円の減、主に太田 8 番道路整備事業補助金の減でございます。

7 目消防費国庫補助金、1 節防衛施設周辺整備事業補助金25万3,000円の減、8 目教育費国庫補助金、2 節小学校費補助金 1 万6,000円の減、3 節中学校費補助金20万5,000円の減、9 目産炭地振興事業国庫補助金、1 節産炭地振興事業補助金5,558万3,000円の増、これにつきましては、当初、平成19年、20年、2 カ年で交付される見込みでございましたところ、本年度、19年度全額交付になるという情報により増となったものでございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金、1 節総務管理費委託金 9 万9,000円の増、2 節戸籍住民登録費委託金18万8,000円の増、4 目土木費委託金、1 節河川費委託金264万円の増、説明欄記載のとおりでございます。

16款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、1 節社会福祉費負担金258万9,000円の減、主に障害者自立支援給付費負担金182万円の減でございます。2 節児童福祉費負担金89万8,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

19ページ、2 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金13万6,000円の増、2 項道補助金、2 目民生費道補助金、1 節社会福祉費補助金387万7,000円の減、主に地域福祉等推進特別支援事業補助金の減でございます。2 節児童福祉費補助金 5 万1,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

3 目衛生費道補助金、1 節保健衛生費補助金124万1,000円の減、主に乳幼児医療費補助金の減でございます。

4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金 5 万8,000円の減、3 節林業費補助金276万3,000円の増、主に造林事業補助金の増でございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金、2 節徴税費委託金369万6,000円の増、3 節戸籍住民登録費委託金1,000円の増、4 節選挙費委託金31万6,000円の減、4 目農林水産業費委託金、1 節農業費委託金 2 万6,000円の増、3 節水産業費委託金9,000円の増、6 目土木費委託金、3 節住宅費委託金 5 万2,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

17款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入 3 万8,000円の増、2 目 1 節利子及び配当金130万7,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

2 項財産売却収入、21ページ、1 目不動産売却収入、1節土地売却収入37万6,000円の増、2 節その他不動産等売却収入241万2,000円の増、立木売却代の増でございます。

2 目 1 節生産物売却収入26万7,000円の増、主にしいたけ菌床売却代142万5,000円の減、餌料藻類売却代89万8,000円の増でございます。

19款繰入金、1 項基金繰入金、4 目 1 節まちおこし基金繰入金 4 万1,000円の減。

21款諸収入、2 項預金利子、1 目町預金利子、1 節預金利子22万9,000円の増、4 項受託事業収入、1 目 1 節交通災害共済受託事業収入 1 万8,000円の減、3 目農林水産業費受託事業費、1 節農業費受託事業収入141万5,000円の増、4 目土木費受託事業収入、1 節住宅費受託事業収入8,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

6 項 3 目 3 節雑入411万8,000円の増、主に高額療養費公費負担分112万1,000円の増、北海道市町村振興協会助成金105万4,000円の増、雑品売却代金128万6,000円の増ほか説明欄記載のとおりでございます。

23ページ、22款1項町債、1目総務債、3節退職手当債8,000万円の増、この内容につきましては、第2条、地方債において説明させていただきます。

3目衛生債、2節環境政策債120万円の減、4目農林水産業債、1節農業債2,330万円の減、2節林業債700万円の減、3節水産業債20万円の減、6目土木債、2節道路橋梁債150万円の減、7目1節消防債60万円の減、8目教育債、2節小学校債70万円の増、それぞれ増減は説明欄記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

25ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目議会費391万1,000円の減、内容は説明欄記載のとおり、計数整理が主な内容でございます。

27ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万5,000円の減、2目簡易郵便局費2万4,000円の減、29ページ、3目職員厚生費10万3,000円の減、4目情報化推進費105万3,000円の増、これは光回線設備接続経費の計上でございます。

31ページ、5目交通安全防犯費1万7,000円の減、6目行政管理費35万6,000円の減、33ページ、7目文書広報費3万5,000円の増、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、計数整理が主な内容でございます。

8目財政管理費5億567万5,000円の増、説明欄記載のとおり、財政調整基金3億円の増、減債基金1億8,300万円の増、35ページ、地域づくり推進基金2,350万円の増で、平成19年度取り崩しを行った各基金への積み戻しを行うものでございます。

9目会計管理費2,000円の減、10目企画費6万1,000円の減、11目財産管理費1,000円の減、12目車両管理費6,000円の増、37ページ、2項徴税費、1目賦課納税費259万2,000円の減、39ページになります。主に釧路根室広域地方税滞納整理機構負担金の減でございます。これにつきましては、国保会計の増と一般会計の減の内容でございますので、国保会計においても説明をさせていただきます。

3項1目戸籍住民登録費4万7,000円の減、41ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費13万8,000円の減、2目道知事・道議会議員選挙費4万7,000円の減、6目参議院議員選挙費27万3,000円の減、5項統計調査費、1目統計調査総務費5,000円の減、6項1目監査委員費13万2,000円の減、内容は説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

43ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8,110万6,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、主に46ページ、国民健康保険特別会計繰出金8,000万円の増となっております。

2目心身障害者福祉費743万4,000円の減、45ページから49ページにわたりますが、まず48ページ、障害者（児）介護・訓練等給付577万6,000円の減、この内容であります、負担金として計上しておりましたが、経費の性質について精査したところ、節科目については扶助費が適切であるため、負担金から扶助費へ振りかえるものでございます。これは、昨日、平成20年度会計で説明した内容と同様でございます。なお、主な減額分は、介護給付費でございます。

49ページ、3目心身障害者特別対策費350万6,000円の増、主に重度心身障害者医療費の増でございます。

4 目老人福祉費1,507万5,000円の減、49ページから55ページにわたりますが、まず52ページ、老人保護措置費446万6,000円の減、54ページ、老人福祉基金積立金500万円の増、老人保健特別会計繰出金544万3,000円の減、介護保険特別会計繰出金436万4,000円の増、56ページ、介護サービス事業特別会計繰出金754万4,000円の減が主な内容で、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

55ページ、7 目社会福祉施設費34万円の増、説明欄記載のとおりでございます。

57ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費56万7,000円の減、59ページ、2 目児童措置費273万円の減、3 目ひとり親福祉費、財源内訳補正でございます。

4 目児童福祉施設費193万3,000円の減、61ページ、5 目児童館運営費 1 万3,000円の減、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

63ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費 5 万4,000円の減、2 目健康づくり費100万7,000円の減、内容は説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

67ページ、3 目墓地火葬場費25万円の増、4 目水道費529万円の減、簡易水道事業特別会計繰出金の減でございます。

5 目病院費187万3,000円の減、病院事業会計負担金の減でございます。

6 目乳幼児医療費300万円の減、主に乳幼児医療費の減でございます。

2 項環境政策費、1 目環境対策費426万3,000円の増、69ページ、主に環境保全基金積立金440万円の増でございます。

2 目水鳥観察館運営費26万8,000円の減、3 目廃棄物対策費 2 万7,000円の増、4 目ごみ処理費235万円の減、71ページになります。内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、計数整理が主な内容でございます。

5 目し尿処理費31万円の減、計数整理でございます。

73ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 3 万6,000円の増、2 目農業振興費32万4,000円の減、3 目畜産業費519万7,000円の減、矢臼別演習場周辺農業用機械等整備事業、事業確定による減でございます。

75ページ、4 目農道費527万6,000円の減、説明欄記載のとおり、道営事業負担金決定による計数整理でございます。

5 目農地費2,535万7,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります、78ページ、主に道営厚岸第2地区公共牧場整備事業ほか2事業の減でございます。

6 目牧野管理費514万8,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

79ページ、7 目農業施設費23万4,000円の減、8 目農業水道費 1 万1,000円の増、81ページ、9 目堆肥センター費 1 万7,000円の増、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

2 項林業費、1 目林業総務費、説明欄記載のとおりでございます。

2 目林業振興費40万2,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

3 目造林事業費410万7,000円の減、主に造林事業完了に伴う減でございます。

4 目林業施設費 3 万4,000円の減でございます。

85ページ、5 目特用林産振興費495万5,000円の増、主に菌床製造材料購入456万6,000円の増でございます。

3 項水産業費、1 目水産業総務費30万1,000円の減、2 目水産振興費173万2,000円の減、87ページ、3 目漁港管理費12万5,000円の増、89ページ、4 目漁港建設費18万2,000円の減、5 目養殖事業費116万9,000円の増、主に燃料費、修繕料の増でございます。

91ページ、6 目水産施設費14万2,000円の増、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

6 款1 項商工費、1 目商工総務費17万1,000円の減、93ページ、2 目商工振興費138万3,000円の減、説明欄記載のとおり、計数整理が主な内容でございます。

3 目食文化振興費4 万円の減、95ページ、4 目観光振興費16万4,000円の減、5 目観光施設費40万円の減、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

97ページ、7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費7,000円の減、2 目土木車両管理費10万8,000円の増、3 目土木用地費13万1,000円の減、99ページ、4 目地籍調査費8 万6,000円の減、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費4 万8,000円の増、内容はそれぞれ説明記載のとおり、主に計数整理でございます。

2 目道路新設改良費728万3,000円の減、108ページになります。説明欄記載の各道路事業確定に伴う減でございます。

103ページ、3 項河川費、1 目河川総務費139万4,000円の増、105ページ、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費1 万6,000円の減、3 目下水道費277万2,000円の減、下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

107ページ、5 項公園費、1 目公園管理費10万4,000円の減、2 目公園事業費8,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

6 項住宅費、1 目建築総務費32万5,000円の減、109ページ、住宅管理費59万7,000円の増、主に町営住宅修繕料の増でございます。

8 款1 項消防費、1 目常備消防費165万2,000円の減、111ページ、2 目災害対策費9 万1,000円の減。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費1 万4,000円の増、2 目事務局費24万6,000円の減、3 目教育振興費22万3,000円の減、113ページ、5 目就学奨励費1 万1,000円の減、6 目スクールバス管理費3 万8,000円の減、2 項小学校費、1 目学校運営費59万2,000円の増、113ページから117ページにわたりますが、内容はそれぞれ説明欄記載のとおりであります。

117ページ、2 目学校管理費、76万7,000円の増、120ページになりますが、主に修繕料の増でございます。

3 目教育振興費5 万5,000円の減、121ページ、4 目学校建設費、財源内訳補正及び科目の組み替えでございます。

3 項中学校費、1 目学校運営費56万7,000円の増、123ページ、2 目学校管理費34万1,000円の減、3 目教育振興費2 万2,000円の増、125ページ、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費2,000円の減、2 目生涯学習推進費11万3,000円の減、3 目公民館運営費4 万円の減、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

127ページ、4 目文化財保護費1 万2,000円の減、5 目博物館運営費4 万3,000円の減、131ページ、6 目情報館運営費47万円の増、133ページ、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費4 万4,000円の減、2 目社会体育費4 万8,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

す。

137ページ、3目温水プール運営費194万3,000円の増、4目学校給食費79万2,000円の増、それぞれ内容は主に燃料費の増でございます。

139ページ、11款1項公債費、1目元金、財源内訳補正でございます。

2目利子185万7,000円の減、一時借入金利子の減でございます。

12款1項1目給与費100万8,000円の減、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。下記の予算を平成19年度から平成20年度へ繰り越すものでございます。7款土木費、3項河川費、事業名、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、金額1億236万7,000円でございます。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

7ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、変更でございます。農業経営基盤強化資金利子補給に関する債務負担、期間を平成20年度から平成45年度までに、限度額を237万2,000円に変更。事業近代化資金利子補給に関する債務負担、限度額を187万5,000円に変更。小規模商工業者設備近代化資金利子補給に関する債務負担、限度額を27万7,000円に変更。太田8番道路整備事業に関する債務負担、限度額を8,105万7,000円に変更。町勢要覧作成業務委託に関する債務負担、限度額を409万5,000円に変更するものでございます。

次のページに地方債がございますので、参考としていただきたいと思います。

再び1ページへお戻り願います。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の追加は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

9ページをお開き願います。

第4表地方債補正、追加でございます。起債の目的、退職手当債、限度額8,000万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率5.0%以内、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、この退職手当債でございます。退職手当額、これは国家公務員ベースでございますが、総務省令で定める平年度ベースの標準退職手当額を上回る地方公共団体で、今後の定員や人件費の適正に関する計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体が対象となる地方債でございます。

次ページをごらんください。

地方債に関する調書補正でございます。

表の下段、合計欄でございますが、18年度末現在高120億3,993万9,000円、今回8,000万円を追加し、年度内発行額 8 億1,965万7,000円となり、19年度末現在高見込み額は118万937万2,000円となるものでございます。

以上で議案第11号の説明を終了させていただきます。

次に、議案第12号の説明に移らせていただきます。

(発言する者あり)

- 税財政課長（佐藤課長） すみません。表の下段の合計額の欄でございますが、平成18年度末現在高120億3,993万9,000円、今回8,000万円を追加し、年度内発行額で 8 億1,965万7,000円となり、19年度末現在高見込み額は118億937万2,000円となるものでございます。大変失礼いたしました。

以上で議案第11号の説明を終了させていただきます。

次に、議案第12号の説明に移らせていただきます。

議案第12号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（5回目）でございます。

平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（5回目）。

平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ255万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,480万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では8款10項、歳出では7款15項にわたって、それぞれ255万6,000円の減額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税3,875万7,000円の減、2 目退職被保険者等国民健康保険税786万3,000円の減でございます。この国民健康保険税につきましては、これらの収入が確保されない場合、繰上充用をもって対応しなければならないことをご理解賜りたいと存じます。

2 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目 1 節保健事業負担金14万円の減。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金、1 節現年度分1,826万7,000円の減、一般被保険者の医療費減によるものでございます。

3 目 1 節高額医療費共同事業負担金50万3,000円の減、2 項国庫補助金、1 目 1 節財政調整交付金4,070万8,000円の増、主に医療分の増でございます。

4 款 1 項 1 目医療給付費等交付金、1 節現年度分642万5,000円の減。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目 1 節高額医療費共同事業負担金50万3,000円の減、

2 項道補助金、2 目 1 節財政調整交付金1,610万円の減。

7 款 1 項共同事業交付金、1 目 1 節高額医療費共同事業交付金1,316万2,000円の増、2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金4,997万6,000円の減。

8 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金8,000万円の増でございます。

1 款国民健康保険税でも説明いたしましたが、繰上充用の額の縮減のための繰り入れ8,000万円でございます。

10款諸収入、2 項雑入、3 目一般被保険者返納金、1 節返納金25万円の増、4 目退職被保険者等返納金、1 節返納金9,000円の増、5 目 1 節雑入184万9,000円の増。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

8 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費79万7,000円の増、国民健康保険システム改修委託料の増でございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費4万4,000円の増、3 項 1 目運営協議会費5万9,000円の減、4 項 1 目趣旨普及費9,000円の減、5 項 1 目特別対策事業費108万9,000円の増でございます。釧路根室広域地方税滞納整理機構の増でございます。

10ページ、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費1,046万7,000円の減、2 目退職被保険者等療養給付費2,228万9,000円の増、3 目一般被保険者療養費116万8,000円の増、4 目退職被保険者等療養費6万2,000円の増、5 目審査支払手数料11万2,000円の減、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費821万9,000円の減、2 目退職被保険者等高額療養費458万9,000円の減、12ページ、3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、2 目退職被保険者等移送費、それぞれ財源内訳補正でございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金35万円の増、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費12万円の減、それぞれ支出見込みによる減でございます。

3 款 1 項老人保健拠出金、1 目老人医療費拠出金38万2,000円の増、2 目老人保健事務費拠出金2,000円の増、14ページ。

4 款 1 項 1 目介護納付金18万8,000円の減。

5 款 1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金10万2,000円の増、2 目保険財政共同安定化事業拠出金376万円の減、支出見込みの減でございます。

6 款 1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費74万円の減。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金21万5,000円の増、16ページ、2 目退職被保険者保険税還付金9万3,000円の減。

以上をもちまして、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第13号でございます。

議案第13号 平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（3回目）。

平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ370万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,231万2,000

円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3款4項、歳出では2款2項にわたって、それぞれ370万4,000円の減額でございます。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目1節水道費分担金6万8,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料165万1,000円の増、太田地区計量使用料でございます。3節過年度収入2万9,000円の増でございます。

2項手数料、1目水道手数料、1節給水工事手数料2万6,000円の減。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金529万円の減でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費9,000円の減。

2款水道費、1項1目水道事業費369万5,000円の減、主に受水費381万円の減でございます。

以上をもちまして、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号の説明に移ります。

議案第14号 平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（3回目）。

平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,756万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億621万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では5款5項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ5,756万円の減額でございます。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金、1節現年度分2,895万2,000円の減、2目1節審査支払手数料交付金12万円の減。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金、1節現年度分1,915万8,000円の減。

3 款道支出金、1 項道負担金、2 目医療費負担金、1 節現年度分478万9,000円の減、それぞれ医療給付費、医療費支給費の減でございます。

4 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金544万3,000円の減、歳出、医療給付費の減に伴う繰入金の減でございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目第三者納付金、1 節賠償金86万2,000円の増、2 目1 節返納金4 万円の増。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費7 万円の減。

2 款1 項医療諸費、1 目医療給付費5,605万4,000円の減、医療給付費の減でございます。

2 目医療費支給費131万6,000円の減、3 目審査支払手数料12万円の減でございます。

以上をもちまして、議案第14号の説明を終わらせていただきます。

議案第15号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（3 回目）でございます。

平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（3 回目）。

平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条、第1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6 億708万8,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1 表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3 款3 項、歳出では1 款2 項にわたり、それぞれ86万円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

5 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 項分担金及び負担金、2 項負担金、1 目1 節下水道費負担金293万2,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目1 節下水道使用料70万円の増。

5 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金277万2,000円の減でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

7 ページをお開き願います。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費1 万2,000円の減、3 目処理場管理費93万4,000円の減、修繕料の増でございます。

4 目普及促進費6 万1,000円の減。

2 款下水道費、1 目公共下水道事業費1,000円の減、次のページ、説明欄記載のとおりでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3 ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正変更でございます。水洗化等改造工事資金利子補給に関する債務負担、期間については変更ございません。限度額を16万3,000円に変更するものでございます。

債務負担行為に関する調書補正、変更につきましては記載のとおりでございますので、ご参考としていただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号の説明に移らせていただきます。

議案第16号 平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）。

平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,379万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,065万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では8款12項、歳出では4款8項にわたり、それぞれ3,379万円の増でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者介護保険料、1 節現年度分9万9,000円の増、2 節滞納繰越分1万2,000円の増。

2 款分担金及び負担金、1 項負担期、1 目1 節地域支援事業負担金25万5,000円の減。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目1 節介護給付費負担金1,760万3,000円の減、主に施設介護給付費の減でございます。

2 項国庫補助金、1 目1 節財政調整交付金249万5,000円の増、5 目1 節介護保険事業費補助金50万8,000円、皆増でございます。7 目1 節地域支援事業交付金10万6,000円の減。

4 款1 項支払基金交付金、1 目1 節介護給付費交付金611万8,000円の増、2 目1 節地域支援事業支援交付金16万7,000円の減。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目1 節介護給付費負担金2,119万6,000円の増、主に施設介護サービス給付費の増でございます。

2 項道補助金、2 目1 節介護給付費道補助金26万5,000円の減、3 目1 節地域支援事業交付金5万2,000円の減、3 項委託金、1 目総務費委託金、1 節介護状態等審査判定委託費1万6,000円の増、皆増でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目 1 節利子及び配当金 7 万 2,000 円の増。

7 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 436 万 4,000 円の増、2 項基金繰入金、1 目 1 節介護給付費準備基金繰入金 1,705 万 2,000 円の増、皆増でございます。給付費推計の増による保険料不足分への繰り入れでございます。

9 款諸収入、2 項 3 目雑入、認定審査会共同設置費負担金 16 万 4,000 円の減、4 目介護サービス事業者返納金、1 節返納金 57 万円の増、皆増でございます。過年度施設介護給付費に係る過誤請求返納金でございます。それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理が主な内容でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 123 万 3,000 円の増、主に介護保険事務処理システム修正委託料でございます。

3 項 1 目介護認定審査会費 38 万 1,000 円の減、説明欄記載のとおりであります。

2 目認定調査等費 136 万 1,000 円の減、賃金ほかの減でございます。

6 項 1 目地域密着型サービス運営委員会費、旅費細節の組み替えでございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費 5,076 万 3,000 円の増、10 ページ、2 目施設介護サービス給付費 1,705 万円の減、3 目居宅介護福祉用具購入費 57 万 9,000 円の増、4 目居宅介護住宅改修費 131 万 2,000 円の増、5 目居宅介護サービス計画費 823 万 7,000 円の増、6 目審査支払手数料 2 万 1,000 円の増。

3 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費 275 万円の減。

2 款、各項目につきまして、これらはそれぞれ居宅及び施設に係る保険給付費の増減の調整等で、説明欄記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

12 ページ、4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費 39 万 8,000 円の減、2 目介護予防一般高齢者施策事業費 14 万 3,000 円の減、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費 2 万円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2 目任意事業費 18 万 7,000 円の減、主に配食サービス事業の減でございます。

14 ページ、5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金費 606 万 9,000 円の減、利子分のみの積み立てによる減でございます。

以上をもちまして、議案第 16 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 17 号の説明に移らせていただきます。

議案第 17 号 平成 19 年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（3 回目）でございます。

平成 19 年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（3 回目）。

平成 19 年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 193 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,336 万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3款5項、歳出では1款2項にわたって、それぞれ193万9,000円の減額であります。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、1節通所介護費収入758万3,000円の増、2節訪問入浴介護費収入71万2,000円の増、3節短期入所生活介護費収入155万9,000円の増、年間利用者見込み増によるものでございます。5節介護認定基本調査収入6万3,000円増、2目1節施設介護サービス費収入342万9,000円の減、施設サービス費見込み減によるものでございます。

2項予防給付費収入、1目居宅支援サービス費収入、4節居宅支援サービス計画費収入1,000円の増、3項1目1節自己負担金収入1万9,000円の増で、説明欄記載のとおりでございます。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金754万4,000円の減であります。

9款諸収入、1項1目雑入、1節実費収入67万6,000円の増、2節雑入157万9,000円の減、主に配食サービス事業等の内容でございますが、説明欄記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費50万3,000円の減、8ページ、3目訪問入浴介護サービス事業費7万3,000円の減、10ページ、4目短期入所生活介護サービス事業費51万円の減、説明欄記載のとおりでございます。

7目包括的支援事業費、職員人件費、財源内訳補正及び包括的支援の節の組み替えでございます。

2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費85万3,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

以上をもちまして、議案第11号から第17号の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明かつ聞きづらい説明でございましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、議案第18号 平成19年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）について、その提案理由をご説明いたします。

補正予算書1ページをお開き願います。

初めに、第2条、業務の予定量の補正でございます。

年間総配水量につきましては、1万6,946立方メートルの減で、147万8,739立方メートル

ルとするものでございます。

1 日平均給水量につきましては、46立方メートルの減で、4,052立方メートルとするものでございます。

主な建設改良事業につきましては、メーター設備事業を90万9,000円減額し、2,677万8,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1 款水道事業収益、1 項営業収益では222万円を減額し、2 億4,748万3,000円とするものでございます。

2 項営業外収益では6 万5,000円を増額し、179万4,000円とするものでございます。

支出につきましては、1 款水道事業費用、1 項営業費用では68万4,000円を増額し、1 億9,828万9,000円とするものでございます。

2 項営業外費用では16万3,000円を減額し、4,563万1,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の内容につきましては、6 ページの補正予算説明書によりご説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

収益的収入でございますが、1 款1 項1 目給水収益では263万2,000円の減で、これは尾幌地区に分水しております配水量の減少によります受水費の減額が主なものでございます。

2 目受託工事収益では41万2,000円の増で、これは下水道の普及に伴いまして、給水装置の改良工事がふえたことによる増額でございます。

2 項1 目受取利息及び配当金では、短期定期預金利息の増、貸付金繰上償還による貸付け利息の減で、計1 万4,000円の増額補正でございます。

4 目雑収益では、配水管の破損補償5 万1,000円の増額であります。

次に、収益的支出でございますが、1 款1 項1 目原水及び浄水費では18万3,000円の増で、主なものとしましては、望洋台の送水管漏水事故による修繕51万円の増、動力費27万3,000円の減などでございます。

2 目配水及び給水費では97万6,000円の増額でございます。住の江町通りの漏水事故及びその他配水管等の漏水修理などによる増額でございます。

7 ページの4 目総係費では44万6,000円の減額でございますが、主なものとしては、3 節の手当のうち、超過勤務手当の減、4 節法定福利費の減、7 節旅費の減額などでございます。

5 目減価償却費では、固定資産取得額確定による2 万9,000円の減額でございます。

2 項3 目消費税及び地方消費税では、営業収益の減額に伴いまして、消費税の納税額16万3,000円の減額補正でございます。

1 ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

2 ページをお開き願います。

収入につきましては、1 款資本的収入、1 項企業債では2,680万円を増額し、6,560万円とするものでございます。

5 項工事負担金では75万7,000円を減額し、306万5,000円とするものでございます。

支出につきましては、1 款資本的支出、1 項建設改良費では90万9,000円を減額し、6,940万円とするものでございます。

2 項企業債償還金では2,688万5,000円を増額し、7,813万3,000円とするものでございます。

第4条、資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

7 ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1 款 1 項 1 目企業債では2,680万円の増額でございます。これは、総務省が高金利地方債の公債費負担軽減策といたしまして、地方公共団体の公的資金借り入れの一部につきまして、平成19年度から21年度までの臨時特例措置といたしまして、補償金なしの繰上償還を認めることになりました。それで、厚岸町水道事業もこれに該当することから、この繰上償還を行うための借換債の補正でございます。対象となる企業債は、平成4年5月までに貸し付けを受けた金利5%以上のものということで、今年度から順次繰上償還を行う予定でございます。

昨日、平成20年度予算の中でご説明いたしませんで、順序が逆になってしまいまして申しわけございませんが、そういうことでございます。平成20年度においても繰上償還を行う予定でございます。

5 項 1 目工事負担金では、メーター負担金75万7,000円の減額補正でございます。

8 ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

1 款 1 項 2 目総係費は、備消耗品費5,000円の増、委託料5,000円の減で、増減ございません。

3 目メーター設備費は、検満メーター設備費の減により90万9,000円の減額補正でございます。

2 項 1 目企業債償還金では、2,688万5,000円の増額でございます。これは、収入で説明いたします。企業債繰上償還分でございます。

再び1 ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,828万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,498万円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額330万5,000円で補填するものでございます。

2 ページをお開き願います。

第5条企業債の補正でございます。

追加といたしまして、借換債2,680万円を補正し、限度額を6,560万円とするものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。職員給与費51万3,000円を減額し、3,859万5,000円とするものでございます。

3 ページ、4 ページは補正予算実施計画、5 ページは資金計画、9 ページと10ページは貸借対照表でございます。説明は省略させていただきます。

以上が平成19年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容でございます。ご審

議の上、ご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 引き続き、議案第19号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由について説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、平成19年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量であります。年間患者数であります、入院患者は250人の減で2万5,250人、外来患者は1,440人の増で6万2,530人、合計8万7,780人の計上であります。

1日平均患者数につきましては、記載のとおりであります。

次に、主な建設改良事業であります、医療機械整備事業として、事業費確定による213万3,000円の減額であります。

2 ページをお開き願います。

第3条、収益的収入及び支出並びに第4条、資本的収入及び支出につきましては、7ページから9ページの補正予算説明書により説明いたします。

7 ページをお開き願います。

収益的収入であります、1款病院事業収益1,018万9,000円の増、1項医業収益1,084万7,000円の増、1目入院収益では485万1,000円の増、2目外来収益では310万6,000円の増、外科手術の増による入院診療報酬と外来患者の増によるものであります。

3目その他医業収益では289万円の増。

2項医業外収益では65万8,000円の減、1目患者外給食収益で7万1,000円の減、2目その他医業外収益で64万7,000円の減、5目受取利息及び配当金で6万円の増、内容につきましては、それぞれ節説明欄記載のとおりであります。

収益的支出に入ります。

1款病院事業費用では710万6,000円の減、1項医業費用では577万5,000円の減であります。1目給与費では94万7,000円の増、2節職員手当等で151万円の増、業務量の増加に伴います超過勤務及び医師宿日直手当等の増であります。3節法定福利費では298万2,000円の減、医師に係る分の減額補正であります。4節賃金では241万9,000円の増、12月補正予算時減額調整を行いました、小児科及び救急外来応援臨時医師の賃金の増であります。

2目材料費では1,037万3,000円の減、当初予算で入院・外来患者数に見合う薬品費、診療材料費などを計上しており、患者数の増減による計数整理であります。

8 ページをお開き願います。

3目経費では311万5,000円の増であります。主に2節旅費交通費では46万円の増、臨時応援医師の旅費であります。4節消耗備品費では41万2,000円の増、患者処方システム機2台購入増によるものであります。6節燃料費では90万7,000円の増、燃料価格高騰によるものであります。14節使用料では157万5,000円の増、平成20年度中にレセプトの紙ベースからオンライン請求へのシステム切りかえに伴いますソフト使用料の増であります。その他、それぞれ記載のとおり計数整理であります。

4 目減価償却費では15万1,000円の増、5 目資産減耗費では38万5,000円の増、6 目研究研修費では節区分の組み替えであります。

9 ページをご覧ください。

2 項医業外費用では133万1,000円の減、これは1 目支払利息及び企業債取扱諸費で47万3,000円の増、2 目医療技術員確保対策費では300万円の減、医師派遣に伴います北海道地域医療振興財団への1 名分の負担金の減であります。

3 目雑損費では109万6,000円の増、4 目消費税及び地方消費税では10万円の増、それぞれ記載のと通りの計数整理であります。

次に、資本的収入及び支出であります。

1 款資本的収入、1 項補助金213万3,000円の減、これは1 目他会計補助金187万3,000円の減、2 目国庫補助金26万円の減であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費では213万3,000円の減で、事業費確定に伴う計数整理であります。

以上で収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の説明を終了させていただきます。

3 ページにお戻り願います。

第5 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費では94万7,000円を増額し、6 億8,572万2,000円にするものであります。

第6 条、他会計からの補助金であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

4 ページ、5 ページは補正予算実施計画、6 ページは補正資金計画、10ページ、11ページは平成19年度予定貸借対照表でございますが、内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第19号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） 本9 件の審査方法についてお諮りいたします。

本9 件の審査方法については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本9 件の審査方法については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時16分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、一般質問の時間は、厚岸町議会会議運用内規64に規定のとおり、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問者並びに理事者におかれましては、質問及び答弁が時間以内におさまるよう努めてください。

初めに、13番、室崎議員の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書により質問を申し上げます。

1 番目は、孤老死・孤独死対策についてであります。

なお、孤老死・孤独死というものにつきましては、独居老人、夫婦、兄弟老人世帯、あるいは病気などの人が地域社会から孤立した状態で亡くなることという意味で私は質問いたしましたが、現在、厚労省では孤立死という言葉を使っているようですので、その点お含みの上、よろしくお願いいたします。

現在、報道等を見ましても、各地でひとり暮らしのお年寄りの急増に伴い、孤老死・孤独死という悲惨な事態の報道が見られております。孤老死・孤独死の発生を防ぐために、町のとるべき対策を問います。

なお、参考までに、平成17年で東京都の都営住宅で起きた孤立死が327件あったそうです。それから、65歳以上のひとり暮らしが平成17年の国勢調査で全国405万人、20年後、2025年、平成37年の予測が680万人になるという事態でございまして、これは全国どこでも、我が厚岸町でも人ごとではないということであると考えております。

それでお聞きいたしますが、現在、我が町においてはどのような状況にあるのか。このような事態の発生防止のため、町はどのような施策を展開しているか。施策を進める上での課題と今後の展望、以上の点についてお聞きいたします。

2 問目は、現在進んでおります字名地番変更の事業についてであります。

これにつきましては、もう既に地域でいいますと半分以上終わって、後半に入ってきたと思われるんですが、ここで改めて整理をする意味でお聞きするんですが、字名地番変更事業の展開に伴って、住所などの表示が変わることによって、町民の生活や生業、仕事ですね、に影響を及ぼす場合もあると聞いております。それで、町民の生活や生業への影響を緩和するために、町はどのような処置をとっているのかお聞かせいただきたい。

また、字名地番変更事業の趣旨、内容を十分理解していただくために、どのようなことを行ってきたか、今後どのように取り進めていくか、以上の点についてお聞かせをいただきたいわけであります。

以上で1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 13番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の孤老死・孤独死対策についてのお尋ねであります。まず現在の我が町における状況についてであります。少子高齢社会の進展や核家族化の進行で単身世帯が増加しており、家族の姿や世帯の機能は近年、大きく変化いたしております。その中で、全国的には家族や近隣との人間関係が稀薄な高齢者の増加により、だれにもみとられることなく自宅で突発的な疾病などにより亡くなられ、その後、発見に時間を要したケースが数多く報道されております。

町内において、65歳以上の単身世帯は604世帯、高齢者夫婦世帯も650世帯を数え、合わせて高齢者のみの世帯が全世帯の28%を占めますが、この世帯においては、身の回りに不測の事態が生じたときやふだんの生活面で、身近な隣近所や自治会、生活関連事業所などの地域挙げての支援が必要となることが多くなっているものと認識しております。

今後、65歳以上の単身世帯が増加することが見込まれますだけに、新しい行政課題として、なお一層力を入れて対応すべき施策と考えております。

次に、孤独死の発生防止に向けて町が展開している施策であります。孤独死に至らないためには、他の方々との一定の接触が保たれていることが重要でありますから、特に単身高齢者世帯への方々へは、登録制でボランティアによる安否確認のためのハートコールサービスの実施や緊急通報装置の設置、そして要介護認定者への介護サービスの給付提供の際の声かけを進めているほか、地域では、新聞店による職域ボランティアでの見守りも行われているところであります。

この孤独死を防ぐ施策を進める上での課題と今後の展望であります。高齢者みずからが地域社会とのつながりを求め、積極的に働きかけを行っている場合には、何らかの接点が確保されておりますが、閉じこもり傾向にあり、地域社会とのかかわりを拒む方々の支援が大きな課題であります。

国及び北海道においても、孤独死対策を始め出したところでありますが、厚岸町においても、これからの課題として、個々の高齢者の実態把握を進めることによって、ハイリスク状態にある方々を的確に把握し、必要な情報提供や相談に努め、個々に必要なサービスが選択されることによって地域社会との接点が確保されるよう支援を努めてまいります。

続いて、2点目の字名地番変更事業についての質問であります。まず字名地番変更事業に伴い、住所などの表示が変わることにより、町民の生活・生業への影響を及ぼす場合もあり、その影響を緩和するため、町はどのような措置をとっているのかについてであります。字名地番変更に伴い地番が変わることにより、影響を及ぼすものとしては、各種の住所変更手続があります。

町民の皆さんがみずから行っていたかなければならないものとして、土地建物の登記簿住所欄の変更、商業法人登記変更、その他国民年金住所欄や免許証等の住所変更があり、町では、変更にかかわる証明書の無料発行や、登記にかかわるものとしては、事

前に釧路地方法務局と相談し、登記申請書の受け付けは郵送でも可能としてもらい、申請用紙並びに返信用封筒を町に備え置き、釧路地方法務局まで出向かなくても済むようにしております。

このほかに、住民基本台帳、印鑑登録原票、外国人登録原簿、学齢簿、国民健康保険台帳の各住所欄の変更は町がみずから行い、土地家屋の登記事項表題部にある住所の変更については、釧路地方法務局がみずから書きかえをいたします。

それから、漁業者や食品工業者などが使用する包装品や箱等の住所表示については、旧住所が表示してある在庫品が無駄にならぬよう釧路保健所と相談し、字名地番改正により住所が変わった場合、旧住所が表示してある在庫品がなくなるまで使用することができることを確認しており、2月18日に開催された釧路地方食品衛生協会厚岸町支部総会において、釧路保健所の担当者から説明をしております。

また、在庫の関係上、字名地番改正の前に住所表示をした包装品等をつくらなければならないこともあり、対応を釧路地方法務局と協議をし、予約地番として、必要な方には事前に新地番をお知らせできるようにいたしました。

これらのことは、広報あつけし3月号、防災無線による周知と厚岸漁業協同組合、厚岸町商工会、釧路地方食品衛生協会厚岸町支部、厚岸製缶組合へ説明し、関係者への周知をお願いしたところであります。

次に、字名地番変更事業の趣旨・内容を十分理解してもらうため、どのようなことを行ってきたか、また今後どう進めていくかについてであります。厚岸町の字名改正は、昭和42年に大字湾月町ほか7つの大字名の廃止を最後に、字名改正が行われていない状況にありました。

この間、市街地の拡大や土地分筆の繰り返しにより字名や地番が複雑化し、行政の執行はもとより、町民の生活にも支障を来していたところであり、町民の要望、議会からの意見を受け、平成10年8月に字名地番の改正に取り組むことを決定し、まずは町民に改正の趣旨を理解していただくため、平成12年度の地域まちづくり懇談会において説明を行い、引き続き町内全世帯を対象にアンケート調査を実施し、平成13年5月に字名改正等基本計画（案）をまとめ、各関係機関の代表者や有識者等20名の委員で構成される厚岸町字名等改正審議会に諮問するとともに、平成13年8月から平成14年5月までの間、町内各地域で懇談会を開催し、計画の説明と意見を聞いてまいりました。

審議会では、地域から出された意見を参考に検討を行い、平成14年7月に厚岸町長へ答申され、同年8月に厚岸町議会議員協議会において説明を行い、同年9月の厚岸町定例議会において、地方自治法第260条の規定にある字の廃止及び新字名新区域を定める議案を上程し、議決を得ております。

また、同年10月の広報紙において、字名等改正基本計画の概要を示し、町民に周知をしたものであります。

その後、毎年3回、広報紙において周知するとともに、当該年度に字名地番が変更となる方には改正のお知らせとパンフレットを送付し、住所に間違いがある方に対しては、事前に正規な住所に直す必要があるため、対象者に案内を出して説明会を開催しております。

また、改正後の対象地域の集会所には新旧対照地番図を掲示して、改正後の地番がど

のようになっているか確認できるようにしております。

さらに、平成14年度の事業開始から4年を経過した平成18年10月の広報あつけしにおいて、字名等改正基本計画の概要を再度掲載しております。

字名地番改正事業も残すところあと2年であります。今年度から湖南地区に入っていますが、従前からの取り組みはもとより、町民が身近に接する機会が多い対象地域の自治会や厚岸漁業協同組合、厚岸町商工会等の協力をいただき、そこから情報を町民に広く伝えていく取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 まず、1問目の孤立死の問題からいたしますが、理事者担当者においても、この問題が大きなこれからの課題であるということは十分に認識なさっていると思われます。そのような、答弁の中にも新しい行政課題であるという1項が入っておりまして、問題はきちんと認識なさっているなと思いました。

その上でお聞きするんですが、話が余りにも抽象的かつ総論的なところで終わっているんですね。まずお聞きしますのが、厚岸町地域福祉計画というのがございます。この中で、地域住民が孤立することのない相談機能の強化というのが22ページに書かれている。このことが答弁の中には一言も出てきていない。そこではいろいろな課題が指摘されております。そして、その解決をするための施策というものも書かれている。これは非常に抽象的ではありますが、書かれているんですよ。そういうものが何でこの答弁の中では出てこないのか、大変不思議です。

それで、今、こういうことを行っているというのが、登録制でボランティアによる安否確認のためのハートコールサービスの実施、緊急通報装置の設置、要介護認定者への介護サービス云々と、あるいは新聞点による職域ボランティアでの云々というようなことがざざっと挙げられている。失礼だが、思いつくものをどんどんと挙げただけにすぎないような印象を受ける。

私が聞いているのは、そういうもろもろがどういうふうにも有機的に組み合わされて、孤立死というような悲惨な状況にならないようにしていくかという体制をお聞きしている。それで、一番最初に私は厚岸町の状況というのをお聞きしたんだが、そこでは老人世帯がこういうふうにもふえてきているという話に終始しているんだが、厚岸町では、この1年とか2年で結構ですが、孤立死と呼ばれる範疇に入るようなことはないんですね。これはまず確認しておきます。少なくとも私の耳には入ってきてないので、早手回しにと思って私は質問しているんだけど、これは確認をしておきます。

それで、次に、この対策についてもお聞きするんですが、もうちょっと具体的にお聞きします。例えば、隣のおじさんがこの何日間全く姿を見せない。ちょっと何か変だというようなことを近隣の方が察知して、役場に電話をした。ちょっとひねった言い方をしますが、たまたま役場でそれを受けたのが、どういう手違いがあったのか知らんが、直接の担当者でなくて、例えば総務課の何とか係という人がそういう電話を受けたとします。そういう情報がそういう形で役場に入ったとします。その先はどういうふうにな

の情報がどこに伝達されて、どこがどういうふうに動くのか、これをお聞きしておきます。

あるいは、病院。病院にかかっている厚岸の住民がいたとします。どういう病気かは、ちょっと私は専門家じゃないから、それはわからないから、そういうのがあるのかどうかもわからないが、毎日とか1日置きとかに病院に行って、受診なり処置なりをしなければならない病気というのもあるでしょうね。その人がぴたっと来なくなった。そうすると、町立病院の今の体制では、非常に義務的にどうのこうのじゃなくて、それを一歩踏み込んだことを非常に親切にやっているということは私も耳にしておりますので、当然看護師さんだとか、あるいは事務長が直接かけるかどうかはわからんけれども、事務の人がどうしましたと。来ませんかという電話ぐらいは、これはすると思うんですが、その電話にも全然出ない。そのとき、まさか院長や事務長がそのお家まで走って行って安否を確認する、そんなことはできないと思います。仕事が物すごく沢山あるわけですから。そういうときに、その情報はどこへ伝達されるべきなんですか。そして、どこがどういうふうに動くべきなんですか。そういうことがまさに孤立死を防ぐためのいわゆる今、国会なんかではよく、国会議員や大臣が国にするセーフティーネットと言われるもののありようだと思うんですよ。そういうことをお聞きしているんです。どのようになっていますか。

それから、各地で、実は私も今回初めてわかったんですが、平成18年ですか、孤立死ゼロ・プロジェクトと呼ばれている孤立死防止推進事業というのを厚労省立ち上げているんですよ。これは1億7,000万円の予算がついているそうです。ただ、都道府県レベルのところ以降しているのかどうかはちょっとわかりませんが、そういうものが厚岸町のほうにも何か情報入っているんでしょうか。もし入っているのであれば、簡単に教えてください。

それで、その中でも、いろいろこんなことをやってはいかがというようなことが出ているようですが、そういう中には、自治会だとか、あるいは地域でそれぞれに動いているボランティアの団体だとか、そういう人たちともいわゆる連携ですね、何とか審議会では連携なんていう言葉で片づけてしまうと、物が見えなくなる。もっと具体的に言えというような話が出ているようですが、とにかくいわゆる連携というようなものによって有機的に動かしていくということがあると思うんです。

ただ、最終的なそういう体制の責任は行政にありますよね。だから、最終的な情報の来る場所は行政でなければならないでしょうね。それぞれがばらばらにやってくださいではどうにもなりませんから。そういう点で、どういうことをお考えなのか。

地域福祉計画でここまで言っている以上、そういうものについてはきちんとできている、あるいは少なくとも実施一歩手前までの検討はされているというふうに思われますので、その点について、きちんとした答弁をしていただきたい。

なお、つけ加えるならば、最後に町長の答弁の中で、個々の高齢者の実態把握を進めることによって、ハイリスク状態にある、ハイリスク状態にあるというのはちょっと難しい言葉なんだけれども、非常に危険水域に入っているという意味なんでしょうね。そういう方々を的確に把握し、情報提供や相談に努めて、必要なサービスが選択されることによって云々となっているんだが、具体的にではどうやってやるんですか。そういう

ことです。具体的な施策について説明をいただきたいわけであります。

次に、2問目に移ります。

字名地番変更事業について、大変おくれればせながらの質問ではありましたが、やっぱり住所が変わりますから、住居の表示が変わりますから、いろいろな町民の個々人の生活に影響があるのは、これは当然なんです。それをどのように緩和していくかということで、どういうふうにするかということでお聞きしたんですが、非常に問題を把握して、担当者が一生懸命動いているということがわかりましたので、その点については高く評価いたします。

なお、答弁の中で、ちょっと誤解を招きかねないような言い回しがあったので、一、二、指摘しておきますが、それは「釧路法務局と相談し、登記申請書の受け付けは郵送でも可能としてもらい」というふうに書いておるんですが、現在、釧路法務局の単独判断でもって、出頭義務を免除するなんていうことはできません。これは、二、三年前だと思いますが、不動産登記法が改正になりまして、登記の申請に出頭義務がなくなりました。それによって郵送でできるということだと思しますので、ちょっとこの言い回しは誤解を招くおそれがあると思しますので、その点について、もう一度ご答弁をいただきたい。

それから、一にちょっと気になりますというか、「なお一層の」ということで、老婆心じゃないな、老爺心ながら申し上げるんですが、商業登記に関してであります。私の例から申し上げますが、私の家は一画の中が細かく分かれていまして、子番が幾つにもなっております。それで、目の前の道路が舗装されたときに、道路の拡幅がありまして、当時の家の後ろに新しい家を建てました。その結果、60番地2から60番地1に移っていったんですね。でも、そのことは私も気がつきませんでした。それで、今回の字名地番変更のときに、字真栄町3条60番地2から60番地1に職権修正を担当者はしてくださいまして、それによって字名地番変更をして、現在の1条43番地になったわけであります。

そのような例は沢山あると思いますが、商業登記の場合には、不動産登記と違いまして、町の証明がついていても、更正と変更が、ちょっと専門的な話になりますが、印紙の会計上、別会計になっておりまして、職権修正が入った後に字名地番変更になりますと、印紙が2万円申請のときにかかります。一々住所変更届を出させてやるというのは、これは本人にとっても大変なので、当然担当者のほうで職権でやってくださっていると思うんですが、それが逆をいく例も実際には、何件あるか知りませんが、出てくる場合がある。

通常の土地建物の登記、あるいは抵当権の債務者表示の登記だとか、そういうときには問題ないんですが、こういう商業登記の場合には、そういう問題もあるということなので、その点を勘案なさって、なるべくそのように印紙がかかってしまうことのないような方法を考えていただきたいということですね。

それから、もう一つは、漁業者のいろいろな包装品について、保健所まで動かしてくれたということで、大変にこれはすごいことをなさったなというふうに思っております。

聞くとところによると、保健所がこういうような形で地元の要望を入れるというのは非常に珍しい話だというふうにも聞いていいしますので、これも高く評価いたしますが、その上で1点だけお聞きしておきます。

それは、何か問題が出たときに、旧住所のままのいわば包装品でないかというふうに言われたときに、町のほうできちんと、いやいや、これについては、かくかくしかじかの理由があって、保健所も、あるいは法務局も、この場合は法務局は関係ないか。ちゃんとそういう話がついた上でやっているから、不当表示でも何でもないんだということについては、そういうときに公に説明をしてもらえるかどうか。それから、例えば必要であれば、町から証明書の発行というような形にして、いわゆる実際に営業を行っている人たちに火の粉が来ないようにしていただけるかどうか。そこまでいわば手当てをしてほしいんだという要望も町民の中にありますので、この点についても、積極的なご答弁を望むものであります。

以上、2回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

最初に、ここ一、二年で孤立死に類する形の発生でございます。

これにつきましては、高齢者福祉サイドでは、そういう事例についてはないというふうに……

（「聞こえない」の声あり）

●保健介護課長（豊原課長） 失礼をいたしました。

ここ一、二年での孤立死の発生状況というご質問でございますけれども、高齢者福祉サイドにおいては、この事例については、発生していないというふうに承知をしているところでございます。

続きまして、地域福祉計画に基づきます有機的な取り組みということでございますけれども、私どもの段階では、まだまだ具体的にはなっていないところではございますけれども、あみか、それから民生委員、児童委員、自治会の福祉担当、そういうところとの連携、それから社会福祉協議会におきましては、老人介護支援センターがございまして、個々の実態把握機能との連携、そういうようなところとのネットワークという形でもって、有機的に対応していくということになってくるわけでございまして、この部分での取り組み、まだまだ急いで形をつくっていかねばならない、そんなような状況にあるかなというふうに考えているところでございます。

また、役場、それから病院にそのような情報が入りました暁には、どこが初動として動くのかということでございますが、ここの部分につきましては、高齢者福祉を担当するあみかの私どもの職員でもって対応していくというようなことでございます。

さらに、孤立死ゼロ・プロジェクトの情報についてでございます。

この部分につきましては、具体的な情報については、私ども把握をしていない状況でございますけれども、北海道を通じまして、それぞれの地域、自治体でもってどういう現状なのか、こういう部分につきましては、現在、調査が始まっているというような段階でございまして、その結果に基づきまして、さまざま展開されてくるものというふうに

認識をいたしているところでございます。

最後にございました具体的施策の取り組みという部分でございますけれども、さまざまなネットワークをつくっていくに際しまして、高齢者の現状がどうなのかというところをしっかりと押さえた上で、そこからの分析に基づいたネットワークの構築ということが大事だというふうに考えておりまして、釧路町が平成19年度で事業展開をした事例がございまして、高齢者の実態調査、こういうことを通じまして、地域の方々の具体的な状況をしっかりと把握をし、そして分析をして、その内容に基づきまして、地域のいろいろな方々と連携を図っていく、そういうような流れをつくっていききたい、そんなふうに考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 今、病院関係含めて患者を預かっているわけでございまして、その患者が定期的な部分で個人情報を持って、いろいろな関係がございまして、情報を持っている病院として、患者の連絡、特に定期的受診に係る方については、来ない場合については電話をかけるというシステムになっております。本人が出ない場合については、その家族という連絡系統になっておりまして、その患者に対して、治療が必要な方についての対応をしているところであります。

残念ながら、その患者が在宅の場合、連絡をとってもとれない場合があります。その場合の部分ですね、事件、事故的なものであれば、そういうものであれば、警察を含めて動いていただくわけでございまして、現実的には、家族が動いてくれないと、その物事が進んでいかないという実態があります。そういう中で、過去において、そういう患者が連絡がとれないで、治療を受けなくて、危なくなるという例もありました。

1月に入りまして、その患者が、実は自宅で確認を、親戚の確認があり、きちんと安否確認をされていたわけでございまして、現実的には、その患者がうちの病院に来ないということで、さらに毎日毎日電話をかけました。しかしながら、その患者については出なかったと。また、家族に電話をかけまして、家族のほうで忙しくて行けないという話もあったようでございまして、我々としては、再度確認をしてくれと、含めてお願いをした件がございまして、結果的には、その家族が確認に行ったときに亡くなっていたという例が発生しております。

我々としては、その辺の部分、この方がもし生活保護受給者であれば、ケースワーカーとかという手段というんですか、安否を確認していただける手段があるわけでございまして、そういうつてもなかったという状況でありますので、これはもう家族がですね、警察に動いてもらう、知人に動いてもらうというアクションがなければ、こういう事態が起き得るという状況でありまして、非常に我々としては患者を預かる立場として、私も連絡をいただき、対応したわけでございまして、残念ながら、そういう状況に至った経緯が本年1件起きているということでありますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうから、字名改正のご質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の1回目の町長の答弁の中で、「登記申請書の受け付けは郵送でも可能としてもらい」といった答弁をさせていただいております。現在、法の中では、確かに質問者の言われるとおり、郵送でも可能となっているものでございますので、その辺、答弁のちょっと説明の仕方がちょっと不当であったこととございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、商業登記の場合の印紙、印紙税のかからない方法ということとございます。これは、町が字名改正に伴う証明を出すときに、その方法の中で、町が対応していきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、3点目でございますけれども、漁業者の包装品、これの住所表示の問題でございますが、これはもともとは食品衛生法に係ることとございまして、釧路保健所のほうの考えなんですけれども、これは平成17年の2月22日付、厚生労働省医療食品局食品安全部基準審査課長通知というのがあります。その中で、市町村合併に関する事で、合併後に当分の間、合併前の所在地または住所の表示を認めるということが通知されておりました。保健所のほうでは、字名改正についても同じものだろうということとを考えて、適用をさせていると、それは問題ないだろうということとございます。

私どもに対しても、その辺の説明を聞いて、もし何か問題が出たときには、当然、釧路保健所もそうですし、町のほうとしても、公の場で説明をいつでもしたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 暫時休憩といたします。

13番、室崎議員の3回目の質問は休憩後といたします。

再開は1時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

午前に引き続き、13番、室崎議員の3回目の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 途中で水が入って、ちょっと何を聞いていたのか思い出さなければならないようなところがありますけれども、よろしくお願いします。

まず、1問目、孤立死の問題ですが、実は今、お昼御飯が余り食べられなかった。そういうような事案が厚岸町で出ているとは夢にも思わなかっただけに、非常にショックを受けました。それが私、質問者としての本心です。

その上でお聞きするんですが、担当者は、特に病院ではできるだけのことをしたんだ

ろうというふうに思います。ただし、そういう結果になってしまったということだと思います。

それで、孤立死と言われる場合を見ていきますと、戸籍上の家族あるいは親族が全くないということは、むしろまれなんですね。そういう身内というのは、戸籍上はいるんですよ。でも、社会的関係において孤立しているという人のほうが、むしろ典型例なんですね。それから、本人は好んで孤立を求めるかのごとき状況が出ている。それが本心かどうか、それはわかりませんよ。ですから、なかなか、妙な言い方だけれども、手出しができないという状況に周りも追い込まれてしまうという中で、悲惨な結果が出る、こういうことなんですね。

だから、ある意味では、先ほどの答弁の中にあった事案は、孤立死の典型例かもしれない。そういうふうに思いまして、そういう状況が厚岸町の中でも出てきているということには、私は非常の衝撃を受けました。

ただ、今、その一つの問題を取り上げてどうのこうのというようなことはしたくないわけです。体制の問題です。それでお願いします。

まず、担当者は、病院というよりは、全体の体制を把握しなければならない担当者としては、こういう事案が出てきたところから、具体的に何を学んだのかというものがありましたら、端的にお聞かせをいただきたい。

その上で、私のほうから一、二お聞きいたしますが、具体的に先ほどもお聞きしました役場のどこかの部署に情報が入ったときどうなるのか。あるいは、これも大きな意味で役場のというか、町なのでしょうね、病院でそういうものがあつたと。この2点を思いつくままに出したんですが、そういうときにどこに行くのかということについては、担当者はおっしゃいましたが、そこで何をやるのかという具体的な話が聞こえてこなかった。もう少し具体的に教えていただきたい。例えば、保健師はすぐそこに飛び出していけないのかということです。

それから、もう一つ、先ほどの答弁の中にもちらちら見えていたんですが、例えば生保、生保と言われているのは生活保護ですか。あるいは、介護保険、あるいは障害者手帳交付などといういろいろなものがありますよね、制度としては。そのどれかにひっかかっていれば、その制度の中で走れるということは事実だろうと思います。

それから、町がいろいろ行っているボランティアによる安否確認とか、ハートコールとか、いろいろあるでしょう。ただ、これ、すべて申請主義じゃないですか。申請主義というのは非常にいいんですけれども、そういう制度があることすら知らなかったというような人や、お年寄りの中には、お上のという言い方をよくするんですが、そういう世話になるのは潔しとしないという、ある意味妙なプライドを持って、そういうものを拒絶する人がいます。そういうときには、申請主義の網の中にはひっかかってこないんですよ。孤立死というのは、まさにそういうところで起きるんです。

厚労省のホームページの中で出ている事案の中には、知的障害のある息子を母親が面倒を見ている2人の家庭だった。その母親が認知症になってしまった。したがって、申請なんていうことは全然出てこない。そういう中で起きた悲劇についても、課長か局長か、そういう人が審議会の中で例を挙げて説明しています。そういう問題がある。そこをどうするかということです。時間が余りないですから。

それから、もう一つは、情報の問題です。例えば、自治会がありますね。自治会は、それは温度差はその自治会によっていろいろあるでしょう。それぞれが独立していますから。だけれども、そういうことを一生懸命やっている、あるいはやろうとしている自治会があったとします。これは当然あるでしょう。そこで、どうも隣のおじさんは毎朝出てきて、それで元気な顔をしているんだけど、ある日ぴたっと出てこなくなって、1週間たった。変だよということになったときに、「ちょっとちょっと、鍵あけてください、おじさんどうしたんですか」ってなかなか行けないですよ、隣からは。そういうときに、どこに連絡とって、どこに相談すればいいのかというのは、だれがどうやって町民に教えていますか。そういうことです。

それから、一報があったときに、こう動きますというものも周知していますか。これがまず大事だと思う。

先ほどの答弁は、私はそれはそれでいいと思うんですよ。現実にお年寄りの、高齢者の実態をきちんと調査して、データベース化して、それに対する対応の体制をつくっていく。それは全くそのとおりです。どの教科書を読んでも、それは必要だということは書いています。

でも、何年かかりますか。まず、今すぐ何ができるかということをおわせていかなければ、いつまでたっても同じ話のところで足踏みしているんじゃないですか。

なお、どうなったんだというときの答えはちゃんともう用意されていますよね。「個人情報保護の問題が壁となって、なかなか前に進みません」、これはもう次に用意された答弁でしょう。私は、はっきり前もってお教えしておく。だから、それだけで前へ進めようたって、進まないんですよ。今何ができるのか、今、悲惨な状況を起こさないためにどうするのか、その視点からお答えをいただきたい。

そして、町長に申し上げる。町長はいろいろな場所で、あるいは議会で、この町に住んでいてよかったという町をつくりたいというふうにおっしゃって、私も全く同感だし、議会でおっしゃったときにも、私は大きくうなずいた。ただ、それはお金持ちや元気な人にとっては、どのまちでも快適に生きれます。大事なのは、孤立死というようなところに追い込まれるような人にどのような手当てをできるまちか、こういうことによって決まってくると思う。こういう問題がきちんと解決されないまま、町長のこの町に住んでいてよかったという町をつくりたいと幾ら言っても、なかなか実現とは評価されないでしょう。その意味で、非常に大事な問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

2点目についてお聞きします。

字名地番変更事業に関しては、私の質問に対して、ほぼ積極的なご答弁をいただきましたので、感謝しております。

そのうち1点だけ、先ほど大げさに言うと答弁漏れがありましたので、お聞きいたしますが、恐らくそういう意味でおっしゃっていることだと思うので、それを整理するためにお聞きするんですが、何か事が起きたときはということです、旧住所記載でね。公にきちんと言いますよということを言ってくださいましたので、安心いたしました。実は内地の取引業者だとかそういうところは、文書でくれという場合が非常に多いんだそうです。そういう場合に、例えばマスコミ対応だとかそういうところできちっと発表してくださる、それは今、お聞きしました。

なお、個々にこういうものについて、町からこういう事情でこうだったんですよということの説明をした文書を出してくれといったときに、お願いできるだろうかということも住民から言われておりますので、この点についても明確にお答えいただきたいというわけでございます。

以上、3回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、概要について、また私の考え方について答弁いたします。詳細については、それぞれの課長からさらに答弁をさせたいと思います。

今、ご指摘がありましたとおり、町民一人一人がこの町に住んでいてよかった、私は終極の目的はそういう考えを持って行政を推進いたしておるところでございます。

そういう中で、私は今回の室崎議員の質問に当たりまして、孤独死あるいは孤立死、いろいろと勉強させていただいたわけであります。そういう中で、厚生省は孤立死と、先ほどお話があったとおりであります。孤独死というまでは判定はしてないという、いろいろとお一人で亡くなるという定義についての難しさを改めて感じたわけであります。

しかしながら、いずれにいたしましても、高齢者が一人で亡くなるという悲しい現実に対して、行政はどうあるべきか、これは真剣に取り組んでいかなければならないことは当然のことであります。

そういう意味において、第1回目の答弁におきましては、新しい行政課題として、なお一層力を入れて対応していきたい、そのように申し上げたところでございます。

特に、私も住みよい町はもちろんでありますが、その原点は協働のまちづくりなんであります。すなわち、今回の問題に当たりまして、やはり行政はもちろんでありますが、自治会、さらにはまた民生委員、保健師との連携等が極めて重要な問題と私は受けとめました。そこで、地域コミュニティというものをさらに保健福祉計画にも掲げておりますが、改めて強力な体制をつくっていかなければならない、そのように考えておりますので、今後、行政の中でそういう方向に向かって推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

今回の事例につきまして、何を学んだかということでございますけれども、高齢者の単身世帯、その中の4分の1については、危険な場合、それからグレーゾーンに入る場合、いろいろな状況があるというようなことはいろいろな文献で言われているところでございまして、一つ一つの具体的な事例に基づいた的確な判断というのが大変重要だなというふうに考えているところでございまして、そういう視点から、今後、一つ一つ分析をし、対応をしていくということが重要というふうに思っております。

役場といたしまして、連絡を受けた場合、個々の事例によりましては、地域の方、それから身内の方が何らかのつながりがある、そういうような事例もございまして、二の

足を踏むというようなところもあるんですけれども、しかしながら、先ほどご提案ございました保健師が状況確認をする、これにつきましては、地域の中に入っていった具体的に情報収集するという点では、その道のスペシャリストでございますので、そういうところを十分に生かすというようなことは、今後の中でしっかり肝に銘じて対応していかなければならないものというふうに思っております。

また、制度につながっていない方々の状況、実はそこが一番この問題の本質的なところについておりまして、そういうところについて、今後一層しっかりと対応できるような状況をつくってまいりたいというふうに思っております。

また、情報の伝達につきましては、周知の部分で十分でない、そういう状況もございます。いろいろな形の中で、まずは第一報を寄せていただく、それはさまざまの調査をやった後でなくても、そういうルートはつくれるというふうに思いますので、そのところをまずは情報発信をして、ルートをつくってみたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私からは、字名改正に伴います包装品等の住所表示の問題でございます。

何か起きた場合に、説明を文書で出してくれるのか、出していただきたいということでございます。

行政が行っておりますこの字名改正事業でございます。それに対応した文書が必要であれば、いつでも文書として出していききたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 以上で室崎議員の一般質問を終わります。

次に、4番、高橋議員の一般質問を行います。

4番、高橋議員。

●高橋議員 平成20年度の厚岸町議会第1回定例会に当たり、通告書に従いお尋ねをさせていただきます。

2008年の新春を健やかに迎えられた職員各位に対し、日ごろのご苦勞に町民の一人として厚く感謝を申し上げるところであります。

さて、ご案内のように、平成19年を振り返りますと、相も変わらず国の内外にあっては大きな事故であったり、人の命を奪ったり、また身近にあっては、消費者に対し食品の擬装問題が発覚し、さらに新しい年を迎えた早々に、今度は中国産ギョーザ問題が発生し、全国各地で多くの食中毒患者を出しているところであります。そこで、私は、今定例会に当たり、食品の安全を中心としたところのお尋ねをしてまいりたいと思います。

まず、町長の町政執行方針の中で最も大きく私の目に飛び込んできた文字は、「健康で住みよいまちづくり」という一言であります。それを支えるのは、何といたっても食ではないのかと思います。食という字は、皆さんご案内のように、「人を良くする」と書きま

す。人間が生活をする上での基本であります。

そこで、初めに私は食文化のまちづくり厚岸町食文化振興計画についてであります、この事業は、平成10年5月6日発足し、現在までどのような成果を上げ、今日に至っているのかを、その成果について具体的に説明をいただきたいと思います。町長からの答弁を求めるものであります。

次に、食の安全は大丈夫なのか。

学校給食用食材の仕入れ等については、多くの冷凍加工商品を使用しているが、食品衛生法に定められているところの法律をしっかりと守っているのかについて、具体的にご説明をいただきたいと思います。そして、万が一にも事故が発生した場合の伝達等については、その方法は万全なのかということもお尋ねをしてみたい。

さらには、ノロウイルス対策については、昨年9月の定例会でお尋ねしたところ、町長は、ミニハサップ手法に基づき、カキ養殖作業の手順の徹底や健康被害の発生予測に対ししっかりと取り組むとのことでしたが、厚岸町として、カキ生産者を守るためのどのような取り組みをするのか、町長にお尋ねをしていきたいと思っております。

そして、町長がおっしゃっているところのミニハサップ手法とはどのようなことを指すのか、町長からの答弁を求めるものであります。

次に、水道使用料金の改正等の見直しはあるのかという質問であります、どんな事業でも、私はその事業が好調な時期に事業を見直しをすることが事業を進めていく管理者の仕事かと思ひ、老婆心ながら苦言を申し上げたところであります。

水というものは、地球上に住む生物の生命の源であるということをしつかり踏まえて取り組んでいただきたいと思います。水質保全のための薬品添加物等の管理、取り扱い等については、本当に安全か、取水場付近の整備は万全か、20年度予算にも計上されているように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います、この点についてお尋ねをしてみたい。

次に、私は昨年12月定例会においてお尋ねしたところの釧路町との境界問題についてであります、話し合い等の進展はあったのか、町長からの丁寧な答弁をいただきたいと思います。

以上のように、各項目について伺いますが、答弁については、私の持ち時間以内に終わるようにご協力をお願いを申し上げ、質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の厚岸町食文化振興計画が平成10年5月8日に策定されているが、現在までどのような成果を上げ、今日に至っているのか、具体的な説明をいただきたいと思います。お尋ねであります、この食文化振興計画は、平成6年、厚岸味覚ターミナルがオープンしたときによって、味覚ターミナルを核として、厚岸町の基幹産業を食の視点でとらえ、町の振興を図ろうとするものでございます。

本来、レストランや物販等の事業は民間企業が運営する業務であるが、あえて行政が挑戦したこの事業をこれからどう生かしていくのか。そのためには、知恵を出し合い、

みんなで努力して、自立に向けた行動をしなければならない。そこで、厚岸町の基幹産業であります水産業、農業を食の視点からとらえ、厚岸町独自の食文化の創造を味覚ターミナルの事業の核として、第二の産業を育成し、所得水準の向上とともに、健康で豊かな生活を築き上げ、地場資源を将来へと発展的に存続させ、新しい時代に対応できるより強固なものへという趣旨で策定されました。

この食文化振興計画における人材育成事業の取り組みは、5年間の実行期間を設けて事業を推進するほか、観光開発計画の戦略、味覚ターミナル事業の選択、食文化のまちづくりの戦略と対策方法の3つの戦略目標を立て、食文化のまちづくりの具体的実現化に向け取り組みを進めようとする計画内容であります。

平成10年に策定されましたが、基幹産業の振興と食文化振興とを結合した厚岸町のまちづくり計画としては、現在も継続した各種事業が実施されており、特に人材育成につきましては、まちづくりは人づくりが大切であるとの考えから、町民みな調理師にチャレンジ事業実施要綱を策定し、町民の間に厚岸産品の愛着と食への意識を広め、町全体でより質の高い料理づくりの展開を図ることにより、安全でおいしい健康なまちづくりを目指すことを目的として、平成11年度より毎年実施されておりますが、昨年度末現在で食のマイスター2名、食の伝道者、調理師ですが、84名、ホームクッキングリーダー57名、ホームクッキングジュニアリーダー16名で、全体では159名が登録されています。

さらに、厚岸町の代表的な食材を使い、家庭でも身近にできる調理方法の講習を食のマイスターの協力により毎年続けてきていますが、本年も3月に2回開催します。引き続き厚岸町の食の地域文化を育てる人材育成に努めてまいりたいと考えております。

また、厚岸町の食文化の情報発信基地と位置づけた味覚ターミナルは、本年度、道内の旅行雑誌による「道の駅」満足度ランキングによりますと、道内101駅中、第3位の評価を受けることができました。雑誌にも紹介されておりますが、食事メニューの評価が他駅を大きく引き離し、このような高い評価を受けたところであります。

味覚ターミナルの責任者として、この評価に恥じないよう、社員一同引き続き努力を続けていく所存であります。

こうしたことから、厚岸町の基幹産業を食の視点からとらえた食文化の振興は着実に前進していると私はとらえておりますので、ご理解願いたいと思います。

2点目の食の安全については、教育長より答弁がございます。

続いて、3点目のノロウイルス対策についてであります。このことにつきましては、昨年9月定例会においてもお答えいたしました。昨年6月に今後の対応に結びつけるため、漁協とともに先進的な取り組み事例や情報の収集などを行うため、三重県に視察研修を実施いたしました。

視察結果につきましては、昨年10月に漁協と共催により三重県伊勢保健所の担当者を招き、衛生管理研修会を開催し、直接漁業者等に取り組み内容について紹介したところであります。

伊勢湾に面し、名古屋市を中心として、周辺に大小の都市を抱える三重県伊勢・志摩地方の取組は、当町と諸条件が異なり、同様な扱いはできませんが、基本的な衛生管理の手法については、生食用カキを生産する当町でも大いに参考になるものと考えております。

お尋ねのミニハサップとはでございますが、ミニハサップという言葉の定義は、定まったものがあるわけではありません。そもそもハサップとは、高橋議員が昨年6月の第2回定例議会でご指摘いただいたとおり、アメリカ航空宇宙局NASAが宇宙食の安全確保のために開発した衛生管理のシステムで、生産から食卓に至るすべての段階において、予想された被害をコントロールしようとするものであります。このシステムの一部を各自治体や企業などが自主的かつ必要と思われる部分を取り入れて、食品の衛生管理に当たっております。したがって、NASAが開発したシステムのすべてを用いているわけでないので、一般的にミニハサップと称しているところでございます。

この手法に基づくカキの養殖の作業手順につきましては、三重県では、平成4年に制定されたカキ取り扱いに関する指導要領に基づきカキの取り扱いを行ってききましたが、カキの抜き取り調査による最終製品の確認だけでは十分とは言えないとして、ハサップの手法を取り入れ、作業の手順を作業工程ごとに整理し、遵守事項として規定したものです。

当町のカキ生産については、北海道カキ生産漁業連絡協議会が平成15年10月に定めた生ガキ衛生管理の手引きに基づき取り扱われておりますが、これには食品衛生法や北海道のカキ処理等に関する衛生条例などにより、生食用カキを生産、加工する上で、必ず守らなければならない規制や養殖から加工までの標準的な工程における必要な衛生管理が定められており、カキの生産者は、処理場ごとに北海道知事の許可を受け、カキの取り扱いを行っております。

当町のカキ取り扱いに関する許可や衛生管理に関する指導機関は釧路保健所であり、当町は直接生産者へ指導できる立場ではありませんが、カキは重要な特産物であり、安心・安全なカキを供給できる独自の取り組みが必要と考えております。

お尋ねの厚岸町としてカキ生産業者を守るためにどのような取り組みをするかですが、三重県の作業手順をモデルとして、そのまま導入するには、ハード・ソフト面を含め生産者に大きな負担を伴うほか、当町は海が浅く、カキ生産者が多い上、それぞれのカキの取り扱い方法にも違いがあるため、それらの調整は非常に難しく、多くの時間が必要と考えております。

こうしたことから、町や漁協としても、まずは漁業者に三重県の取り組みについて認識を深めていただきながら、どんな手法が取り入れられるかなど、当町に合った作業手法の構築に向け、一層の情報の収集と提供を行うほか、漁業者、漁協、町の三者が連携した検討会の開催について働きかけてまいりたいと考えております。

続いて、4点目の昨年12月の定例会でお尋ねした釧路町との境界問題の解決について、その後どのように進んでいるのかについてであります。この境界問題につきましては、さきの議会定例会でもお答えしましたとおり、1世紀以上わたり解決できずに来ている非常に難しい問題でありますし、この解決につきましては、やはり双方での機運の高まりがなければ協議のきっかけも難しいことは既にご理解いただいているものと存じます。

さきの定例会におきましては、まず釧路町に解決に向けた機運を持ってもらうよう働きかけたいとお答えいたしました。厚岸町では、議会でのこのような議論も行われていることを伝えながら、この境界問題を大きな課題としてとらえていることを示してきております。

さきにも申し上げているとおり、この問題は、一方だけ急いでも解決が難しいものでございます。今後の解決に向けて、さらに双方で取り組むことが可能な方法などについて、事務レベルの協議を進めたいと考えておりますが、もう少し時間をいただきたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、学校給食における食の安全についてのご質問にお答えいたします。

厚岸町学校給食センターにおいての冷凍加工食品の使用状況を平成19年1月から12月までの過去1年間の実績で申し上げますと、品目で32種類、約80食において使用しており、1年間の食数209食に対して、約38%の割合となっております。

ちなみに、学校給食センターにおける冷凍食品の使用頻度は、給食数の多い1,000食以上では、通常50%から60%の使用率と言われております。

次に、冷凍加工食品の購入前に、その食品の履歴や検査結果報告書については、原産地はもちろん、製造国や原材料の成分や添加物、農薬検査などの食品検査結果書、原材料確認証明書など、呼び方はさまざまありますが、それらを提出してもらい、安全性を確認した上で購入しております。

また、万が一、学校給食を食べたことにより健康被害等の事故が発生した場合の連絡体制ですが、児童・生徒の健康被害を最小限にとどめるなど、より迅速で適切な対応が求められることから、学校や保護者並びに学校医、保健所等の関係機関との連絡体制を学校給食衛生管理マニュアルにより構築しております。

以上です。

（「水道は」の声あり）

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、答弁についての答弁漏れがあるというご指摘があったようですが、実は通告につきましては、4、水道使用料金改定等の見直しはあるのかということでございます。先ほど、第1回目の質問については、そういう点に触れておりませんでしたので、あえて答弁としても触れなかったわけでございます。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 食文化のまちづくりについてであります。ご案内のように、計画書を見ながら考えているだけでは、何もできないのではないのでしょうか。この振興計画では、厚岸町食文化のまちづくりの戦略と対策について、安全でおいしく、しかも健康なまちづくりをうたい文句に、今後の漁業、農業について、重要な課題として提起していきたい

と。さらには、これからの社会で厳しく変化するであろうそれぞれの対応として、地域の生産者と消費者の結びつきの強化を図っていききたい。そのためには、地域全体が高いレベルの調理を展開するために、調理師を養成し、地域産業のイメージの向上を図るとしてありますが、そしてこれを厚岸の現状に即してみれば、町民の方々に本物を味を食べさせてあげたいというポリシーを持ち、大胆かつ軟弱に挑戦という言葉で締めてありますが、この全体事業の中で、食文化の意味とはというところでは、お尋ねしたいわけですが、人間を大切にする食という基本理念であると明記してありますが、果たしてこの10年間でこの事業がどんな形でどの程度実現したのか。さらには、今後どのような形で取り組むかを具体的に町長からの答弁を求めるものであります。

学校給食については、食の安全は大丈夫なのかという点につきましては、教育長から大変法令を遵守したところの答弁がありました。

私は、まずここでご指摘したいのは、施設における事故防止等の対策は安全なのか。どのような方法でその対策徹底を図っているのか。本来であれば、具体的に説明を求めたいのでありますけれども、それについては、前段申し上げたように、ある程度整っているようですから、この答弁は差し控えていただきたいと思います。

次に、ノロウイルスについてであります。カキの生産者を守るために、今後はどのような取り組みを進めるかお尋ねしたところでありますが、町長は町政執行方針の中で、水産業については、地域の実態に即したところの地域ハサップの取り組みを進めるということなんですが、平成19年度の執行方針と何らかわりばえなく進めていくのかという感じですが、そこでお尋ねしたいのですが、先ほども町長が答弁したように、地域ハサップという手法について、ちょっと私ども、専門じゃないんですけれども、仕事の関係では、ハサップという表現は使いますけれども、ミニハサップという表現はどこから用意された言葉なのか、この点について町長から丁寧な説明を求めるものであります。

それから、町村境界の問題につきましてお尋ねをしてみたいです。

昨年の第4回定例会において私がお尋ねした釧路町との境界問題について、この区域の面積については、平成2年の2月に釧路町と厚岸町の協議を終えて、現在もこの協議に基づき算定がされているとのお答えでありましたけれども、町長、釧路町との境界紛争区域の面積は、釧路町の面積は252.57平方キロメートル、厚岸町の面積は734.72平方キロメートル、合計して987.29平方メートルであります。このように明確に示されております。これは、少なくとも釧路町の区域と厚岸町の行政区域の面積が違うことは明らかであります。今後は、やはり厚岸町としての行政区域の中において、しっかり主張していく必要があるかと思います。

そこで、この長年にわたるところの町村境界問題について、解決できるのは、町長、あなたしかいないのであります。町長、あなたは長年にわたり北海道議会議員として活躍され、その手腕が認められ、北海道議会議長職も経験されたその豊富な政治力と経験をフルに生かして、今こそ実力を発揮して、多くの町民に応えていただきたいと、このように思うところであります。

先日も、私どもの町老連の役員会があり、その席上、多くの役員から、「高橋君、町報を見たよ。町村境界については、多くの問題はあったが、この問題については、若狭町

長しか解決できる人は今後出てこないであろう。町長に解決していただくまで何回でもしっかりただしてほしい」との要請があったことを申し添え、質問を終わります。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 1点目の食文化の振興計画の関係について答弁させていただきます。

質問者も言われたとおり、食文化という形の中で、やはり町長の答弁にもあったように、厚岸町の基幹産業である水産業、農業を食の視点からとらえた形の中で、この地場産業の振興、さらには第二の産業という観光という面につけても振興を図っていこうという目的でなされたものでございます。

その中で、事業の中では、町民みな調理師になって、やはり厚岸町の食というものを売っていこうという発想の中で進めてきまして、ある程度の調理師の方々の登録がふえ、さらには一般の方、そしてジュニアリーダーという方も登録はされて、一応の成果はあったという形で考えております。

しかし、ただ調理師になるばかりじゃなく、やはりそれ以外にも、厚岸の食という視点をとらえた中で、観光産業の位置づけの中で、やはり今、厚岸町にこれだけある厚岸町の産品がでございます。それを有効に活用したメニューづくり等も行って、コンキリエ等も頑張っておりますし、本来、この目的が、前段で町長答弁あったように、厚岸町の観光の核となる味覚ターミナルを通じてどうやっていくかという形が大きなバックにこの計画づくりの中にあったわけで、それが、現在、経営的には厳しいながらも、一般利用する方々から、それぞれの評価を受けているという形でございますので、今後も含めて、やはり食の安心・安全もさることだし、厚岸の産品を生かした食づくりということに対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私のほうからは、地域ハサップにつきましての考え方についてご答弁をさせていただきたいと思います。

確かに議員おっしゃるとおり、行政的にはハサップと言いまして、地域はつきません。しかし、地域ハサップと申しますのは、ハサップの考え方をもとに、それぞれの地域でオリジナリティーを出して、その地域に合った独自の考え方で地域ハサップといたしまして、食品衛生管理の手法として、一般的な衛生管理、あるいは工程、そういったものをつくっていくという考え方でございます。

ハサップの認定となりますと、それぞれの事業所で、設備あるいは工場、そういったものに至るまで、膨大な負担を伴うわけであります。そこで、地域ハサップは、その認証を受けなくても、そういった膨大な経費をかけなくても、ハサップの考え方は実行できるというふうな考えでのことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 私のほうからは、釧路町との境界問題の関係についてご答弁申し上げます。

ご質問の中でおっしゃられたとおり、釧路町、厚岸町の境界についての面積でございますけれども、もうご案内のとおり、国土地理院のほうでは、この境界というのは、境界未定ということでございまして、あくまでも参考数値というような形の中で出ておりますけれども、両町の面積、合わせた面積、これをもって国土地理院のほうでは正式にとらえているというような形に相なっております。

それで、現実の実際に載っているといいますか、あらわされている面積につきましては、先ほど高橋議員がおっしゃられたとおり、交付税の算定において、両町における協議の中で、境界未定の中ではありますけれども、いわゆるお互いの主張している面積の部分、これを全体のそれぞれの面積の中で按分をいたしまして、その面積をもって交付税算定がされている。現在に至っているというのが現在の状況でございます。

それで、釧路町とのこの解決に当たりましての折衝でございますけれども、私も数度、釧路町の役場のほうに訪問いたしましたし、その後、電話でも何度かやりとりしております。

実は、高橋議員からご質問をいただいた際にも、今、こういう一般質問等も厚岸町では出てきている。こういうような形で、非常に大きな関心事であるので、その後の動きとしてどうなんだというようなことも、情報を得るための連絡等々もしておるわけですが、やはり前にもお話ししましたように、温度差がございまして、釧路町のほうでは、この問題について、今、積極的に話し合い、協議に応じて事を進めようという意識が弱いというふうに感じております。

しかしながら、これらにつきましては、やはり厚岸町としては大きな課題ですし、できるだけ早い段階での解決をしておきたいということは私どものほうから申し伝えておりますし、では、そのために一体何から足がかりとして始めていったらいいのか。釧路町としては、何であればできるのかというような部分について投げかけを行っているんですが、なかなかその第一歩を踏み切る妙案が出てこない、示されてこないというのが実態でございまして、その辺については、さらにこれからも気を長くと言いますと語弊ありますけれども、伝えながら、その道を探っていきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 この釧路町との境界問題につきましては、本当に私は昭和50年ころの委員会でのこの所管に携わった一人であります。くどくど何回も申し上げるようではございますけれども、だれが見ても、数字上の面積については厚岸町が多いんです。もちろん議事録上においても、しっかり明記されているところであります。

町長、これだけ明確になっているにもかかわらず、按分という形でなされなければな

らないという点について、町長から1つ、もう一つ、積極的なところのご答弁をいただき、私の質問を終わりたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狹町長） お答えをさせていただきます。

釧路町との境界問題につきましては、私が平成13年、町長に就任をさせていただきました。高橋議員が再度議員になる前からこの問題で、議会でいろいろと議論を重ねた、厚岸町におきましても大きな課題であることは事実でございます。

当時、私が町長になったときには、釧路町と釧路市の合併問題がございまして、私は当時の菅原町長とも十分にこの問題についてはお話しした経緯もございます。その中では、合併をするという動きの中で、この境界問題も解決をしなければならない課題である、そういう双方の内々の合意の中で、両町で話し合った経緯もございます。しかしながら、合併がお流れになりまして、また再度、今日を迎えておるわけでございます。

たびたび高橋議員から質問なされておるわけでありましたが、私も、この問題は100年以上かかる問題であっても、できれば苦慮しながらでも、この問題を前向きに検討していきたいという考えは当然持っております。しかしながら、厚岸町は厚岸町の主張、そのとおりです。しかし、釧路町にも主張があるわけでありますので、解決に至ってないということでございます。

解決の方法といたしましては、双方町村の協議での合意により知事に申請。2つ目は、北海道知事の裁定を申請する。これは、かつて前例がないようであります。3つ目といたしましては、裁判所へ訴訟を起こすといういろいろな手順、解決方法があるようではありますが、現在の私の考え方は、第1回目で答弁をさせていただきましたけれども、できるだけ紛争を避けて、双方に理解による行政的手段で解決を図っていききたい、そのように考えておりますので、さらに両町とそういう機運が高まるように、厚岸町長として努力をしてまいりたい、そのように考えております。

●議長（南谷議員） 以上で高橋議員の一般質問を終わります。

次に、1番、音喜多議員の一般質問を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 私は、平成20年第1回定例会に当たり、さきに通告しております2点について、執行者各位のご所見をお伺いするものであります。

まず初めに、道の支庁制度改革であります。

過日の報道によれば、当初、今年4月から改革実施案がされる予定であったようでございますが、それが変更され、今後3年間で、現在、14支庁を9つの圏域に分け、9つの総合振興局と5つの振興局を置くとしております。この釧路、根室支庁を統合し、道東総合振興局として釧路市に、根室には振興局をと考えているようでありますが、そのことを昨日の町政執行方針でも述べられておりますが、そこで、私どもの住む厚岸町から見て、釧路市にはそのまま支庁が残るわけでありましたが、この支庁改革で、行政上、

何が変わることがあるのかお尋ねするものであります。

この改革で、身近な町や町民に影響があるのか。また、ある情報によれば、土木現業所、あるいは保健所、森づくりセンターの出先機関は支庁に統合したとなっております。厚岸町には土木現業所、森づくりと林業と水産技術普及所がありますが、直接の支庁出先機関であったのは、若竹町に存在する林試と水産の普及所ではないのか。本庁からの直接の機関である森づくり、土現の技術部門の独自機関を除いて、今まではされてきたが、厚岸町にある北海道にかかわる部門はどのようになるのかお尋ねしたいと思います。

2点目に、第5期総合計画についてお伺いいたします。

計画作成に当たる基本的認識、つまり臨む姿勢であります、どのように考えているかということであります。

その1つは、1969年、昭和44年、地方自治法の改正に伴って、議会の議決による基本構想の策定が義務化されまして、今までに過去4回、そして今回、5回目の策定作業が進められようとしておりますが、この基本構想は、高度成長期に乗り、夢多きバラ色のようなことがうたわれて、描く夢もシンクタンクにゆだねたという笑うに笑えない自治体もありましたが、改めて現在の状況を鑑みるときに、少子化や、あるいは人口減、財政や経済状況、あるいは成熟等々を考慮しますと、以前のような考え方では、同じ繰り返しで、進展もなければ見識もないのではないかと思いますのであります。

私はこの際、総合計画が現実離れし、基本計画同様、空洞化していると言われぬように、財政難と鈍速経済の中で、この総合計画をつくる考え方、視点を変えることによって、価値の高い、さらに意義あるものになるものと思います。今回の策定に当たり、基本的認識をどのように持っているかお伺いします。

さらに、今回の計画策定に当たって、アンケートを初め、町民各位から広く意見を聴取し、反映されることは大いに結構なことでありますが、いろいろな意見やアドバイスが出るものと思いますが、しかしながら、まちづくりを、あるいは町を運営している執行者も、より以上に熟知し、こうなってこのように、あるいはこれだけとは、そういった譲れないものとか、これを目標に、あるいは柱にしなければという考え方があるものと思います。いろいろな判断のもと、執行者として、基本的な計画像なるものがあるものと思いますが、お示しいただければと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の北海道支庁制度改革のお尋ねでございますが、まず厚岸町から見て、現在と何ら変わる要素はあるのかについてであります。北海道が本年2月に策定した新しい支庁の姿（案）によりますと、新しい支庁の所管区域を北海道の総合計画において設定した連携地域を基本に、9つの総合振興局を設置し、支庁所在地の変更のあった地域には総合振興局の出先機関として5つの振興局を設置するというものです。

また、現在の支庁機能のうち、住民に身近な事務などは引き続き地域に配置するとともに、所管区域内の広域的な事務を中心に、振興局に集約するとしております。

振興局の業務量は、現在の体制を前提として推定すると、現行のおおむね6割相当と考えられており、職員数についても、現行定数の6割程度の配置が見込まれております。

なお、新しい支庁体制の整備に当たっては、業務が円滑に移行できるよう、段階的に事務を集約し、おおむね3年程度で完了するように取り組むとしております。

北海道が示した支庁制度改革案によると、釧路支庁は総合振興局として位置づけられているため、現在の機能やサービスが低下されるようなことはないものと思われれます。逆に、釧路と根室の垣根が取れ、現釧路支庁管内にとっては、広域的な連携がとれやすくなるというメリットがあるのではないかと考えます。

次に、変わることによって、町や町民に影響はあるのかについてであります。市町村や各種団体との関係は、基本的には総合振興局が対応することになっておりますし、住民の皆さんが直接出向く必要がある行政サービスは、総合振興局と振興局の双方で対応することとなっておりますので、厚岸町民にとっての影響はないものと考えております。

次に、土木現業所、森づくりセンター、林業・水産技術普及指導所等は、今後どうなるのかについてであります。このたびの新しい支庁の姿（案）では、これらの見通しは示されておりませんが、今後の動向を注視しつつ、適切な対応に努めてまいりたいと存じます。

続いて、2点目の厚岸町第5期総合計画についての質問であります。まず策定に当たっての基本的認識、姿勢をどのように持っているのかについてであります。町政執行方針の中でも触れましたが、平成22年度を始期とする第5期厚岸町総合計画の策定作業を本格化させるに当たり、私は本年を厚岸町再発見元年と位置づけて、いま一度、町民の皆さんと町の魅力や資源、財産などを見詰め直し、確かな可能性に満ちた夢と希望が持てる計画を策定しなければならないと考えております。

ご質問者も言われるとおり、全国的な人口減少や少子高齢社会の到来、地域間格差の顕在化など、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中、10年先を見据えたまちづくりの指針でありますので、従来の策定手法にとらわれず、町民の皆さんを初め、経済界や各種団体などの参画に心がけながら、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、計画作成に当たって、執行者としてどのような考えを柱とするかについてあります。私は、町民の皆さんが誇りと愛着の持てる厚岸町をつくり上げていきたいと常に思っております。

このため、現在実施中の町民意識調査や、今後予定されております小・中学生アンケート、昨年開催しております町内の自治会単位を基本に行うまちづくり地域懇談会などの場や機会を利用しながら、現在の厚岸町の課題や問題点、将来のまちづくりに向けた意見や提案などの把握に努め、次期総合計画の目指す将来像や主要な柱の設定に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 2回目の質問をさせていただきます。

支庁改革についてであります。当町に長くいられたというふうに等しい先輩の町長にこのようなことを申し上げるのは、いささか私も疑問に思うところもございますが、過去にもこの支庁制度改革というのは、町長が道庁に議員として長いこといられた時点では、何回か俎上されたというふうに記憶があるだろうと思います。

しかしながら、今日までは、小手先というか、小さいことの改革はあったのかもしれませんが、こうして地域を分けて、大ざっぱというか、大きく分けて具体的に動き出すということは、これはもう昔とちょっと時代が変わってしまっていて、当然そうせざるを得ない時期に来ているのかなというふうに素人の私でも思うわけであります。

そんなことでは、今進められております地方分権改革、そういった中でも、当然のごとく国も地方も、また大きなこういう負債を抱えての中では、当然やらざるを得ないなというふうに思う次第です。

そういう意味では、国も道も考えているだろうと思うんですが、市町村が合併しなくても、その上で垣根を取ってしまうようなやり方、私はこれ、実現になってしまうのではないのか。つまり、釧根を1つのものにしてしまうという大体的な考え方を持っているのではないのか。そんな大きな枠組みの中で、これから物事を進められて、今、ご質問あったように、厚岸町と釧路町との境界なんていうことを言ってもらえない時代が来るのではないかなというふうに私は思うのであります。

そんな意味では、この9つの総合振興局という、北海道を9つに区切った中身を見ていくと、実にうまく分けられているというか、その地域、地域性をうまく切り分けているというんですか、産業や、あるいは仕事、人の動き、そういったものを見ていくと、その地域が1つとして成り立つ。これは、当然そういうことから考えると、そうせざるを得ないというのか、今出されている北海道の案が、そのままこの3年間かけてやられるだろうというふうに私は思うのであります。

ちなみに、釧根のような漁業が十勝でできるといったら、これは十勝は畑作農家としての優秀なところでありまして、そういった意味では、釧根では何ぼまねしたってできっこない。あるいは、十勝のような畑作ですね、これは酪農地帯が盛んにこちらに進んでいます。畑作は釧根ではできない。あるいは、十勝では釧根のような漁業というのは、地域性も含めてできないだろう。そんないろいろなことを考えていくと、ほかの地区も考えていくと、当然、こういう形で北海道は今後は動き出すなというふうに私は思うのであります。

そういう意味で、今の答弁いただいた中では、そうすれば何もしないで厚岸町はいいんですよというような答弁の形ですが、北海道は各市町村の首長さんにこの情報を開示しているわけですね。開示しているというか、町長あたりに説明しているわけですね。そして、各市町村にこの実現にご協力をいただきたいと、そして頭を下げているわけですね。それまでは間違いはないかと思えます。そういった中で、わかりましたと言ったのか、そうですかと言ったのか、何も手を打たないでと、私はちょっといけないのではないかなと思います。

権限の移譲がどっと押し寄せてくるんじゃないかなと私は思うんです。そうすると、ただ単に道の権限をもらってばかりはいられない。当然、その仕事をしていくとなると、人手というか、いろいろな対応する手とか、そういったものが必要でしょうし、そうい

ったことが今進められているということを、きちっと町は町なりの情報開示が私は必要ではないのかなと思います、そういった点では、今、答弁のあったとおり、何もないというふうに考えていいのかなのか、4つ目、お伺いしたいと思います。

それから、現在、道の出先機関が厚岸町に、今、土木現業所と森づくりセンターと、それから林業指導所兼水産普及所があるわけですが、昔からの若竹町にある林試と水産普及所は、これは支庁の出先機関という位置づけをされてきていると思います。ただし、森づくりセンターと土木現業所は、これはまた支庁の出先ではなくて、森づくりセンターは道からの直属の機関というような位置づけがされていると思います。土現もそういった意味であると思います。

しかし、あるものによると、これを支庁の中に組み入ると、出先機関を。そうすると、現在はここにそのまま残っているかもしれませんが、いずれはこの機関も釧路市に行ってしまうのではないかと。そういう危機感というか、そういうことが町には影響ないと、そのことも含めて言い切れるのかなのか。

将来的には、この部分は、先ほどお話ししたように、道の財政事情等からすれば、もう釧路あたりに引き上げたいというのが本音でしょう。そうすると、厚岸町には国の機関も引き上げられた、道の機関もといったらば、警察しか残らなくなってしまう。少年自然の家は別にしても。本当にそういうことで、町は安閑としていられるのかなというか、警察だけが残ってというの、これまたよしあしの部分でしょうけれども、これは厚岸町には関係ないと私は言い切れないのではないのかなと思いますが、そういった点について、当然お話がされているんだろうと思いますが、もう少し詳しくお知らせというか、明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、総合計画についてであります。

正直言って、この答弁ではがっかりしました。今までのことを踏襲しようとしているんですね。今現在置かれている情勢というものをしっかり把握してないし、先ほどお話ししたように、これは国が決めたわけですから、ほかの市町村も同時並行して、同じくしてやらなければならない時期に来ていますし、北海道の総合計画というのは、今年度からスタートしますけれども、それも道の同じこととございます。それは重々承知の上だと思います。

初めてでないわけで、過去の4回は、先ほどお話ししたとおり、10年前までは何とかなるだろうという上りというか、国や、あるいは道に頼めば何とかかなるかなという感じで描いてきたのが総合計画であり、また3カ年の実施計画だったろうと思います。しかし、今は、ほかの識者を含めて、昔のような体制でまちづくりというか、そういった総合計画も練ってられないということは重々承知であろうと思います。それは、私よりも、実際にまちづくりに携わっている執行部の皆さん、それこそそれを仕事としている役場職員の皆さんは重々承知のことだろうと私は思うのであります。

そういう意味では、もうちょっと、こういう先進的なというか、革新的なというか、そういった考え方を持っていらっしゃるのではないかなと私は思ったんです、こういう御時世ですから。

余り言いたくはないんですが、こういったことをきちっと考えている町があるわけですね。先ほどお話ししたように、同じ計画を練っていかねばならない関係で。例を

例えて言うならば、10年の計画を、先の5年間、これ、前期として、確実に実施する実施計画を期間とするよと。そういう位置づけをしているところ。後の後期の5年を、大まかに将来を見る、あるいは予測する、調べると、そういった予測計画期間として、この総合計画をつくっていくよという町もあります。

あるいは、事業の振興、あるいは個別の授業ごとに実行管理計画なるものをつくって、シート化し、あるいは達成目標、あるいは財源構成を一元的に管理して、政策情報とともに公表していくと。そういう町もあります。

いずれにしても、この総合計画は議会が決めなければいけないのでということで、議会が主導してやる市町村もあります。

いずれにしても、そういった基本的な考え方をきちっと持っていないというか、そういうことも今これからやらんとする段階で、何もないような答弁であります。それでは私は納得いくというよりも、がっかりしてしまって、立つ気もないような感じがするんですが、ぜひもっと奥に何かがあるような気がいたしますが、まちづくりにかける夢、それはただ単なるものづくりや、あるいはそういったバラ色のようなというか、ないよりもあったほうがいいのかという発想では、これからのまちづくりは容易でない。あるいは、町政執行していく上では難しいというふうに思いますので、その点、改めてお尋ねしておきたいというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　1点目の北海道の支庁制度の改革でございます。

質問者が言われるとおり、北海道のほうからは、一応考え方というものは町に来て、示されてございます。その中においても、ただ、今、道の議会のほうでも今、いろいろ議論されている途中のことでございます。

いずれにいたしましても、厚岸町としては、ただ聞いただけではなく、やはりこれら支庁改革されたとしても、厚岸町としての問題のとらえ方だけだと、それほど大きな問題は実務的なものではないという理解をしているという形でございます。

それと、あと道の中でも、今までの経過で、14支庁を6支庁にとりか、いろいろな経過で進んできて、今回新たに総合振興局と振興局という形の中で、9つと5に分けた形の案が示されて、今、議論されておるということでございますので、ご理解をまずいただきたいと思います。

その中で、具体的に、まず逆に厚岸にあるいろいろな道の関連施設関係については、既に今までも何回か統廃合という形の中で動いてきてございます。したがって、林業であるとか、水産の普及指導であるとか、広域のしなければならない部分については、地域に置くという形になっていきますけれども、具体的に、それじゃ厚岸町がどうなのかという問題まで、私どもにはまだ情報が入ってございません。ということで、一応それを注視しつつ、対応していきたいということで答えさせていただきます。

次の2点目の厚岸町の第5期の総合計画づくりでございますけれども、当然、策定手法、今は基本的には第4期の手法を承けて、今、取り進めしておりますけれども、当

然住民のニーズに、いろいろなものを把握した中で、どういう計画、基本的には同じ計画をつくると、前にあったように。課題とか目標とか、それだけを表示して、絶えず年次計画をもって計画づくりをして進めてきておりますけれども、これらの計画づくりの策定手法についても、それらのニーズを聞きながら、どういう手法で今回、総合計画をつくっていくんだという議論を重ねながらつくっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 支庁制度改革、道の改革に伴っての支庁改革ですが、何か全然危機意識というのがないようですね。大した変わらない。確かに変わらないのかもしれないし、道の機関がなくなっても、厚岸町には大した影響ないんだというような、過去にそういう打診をされていながらも、そのことをしっかりと真剣に受けとめてないというか、あるいは仕方ないんだとか、裏を返せば、そういうあきらめ的な考え方しか持っていないかなというふうに受けとめざるを得ないと思います。

頑張ってみたってしようないということなんでしょうかね。そんなような受けとめ方をせざるを得ない。それだからいいんだということには、私はちょっとならないような気がするんですが、少なくとも、しかし、そういう情報というか、そういう道からの打診があったよということくらいはきちっと開示すべきではなかったのかなと思うんですね。

それは人のやることだから、私どもから積極的にやるという必要はないのかもしれないけれども、やはりその辺のところは、やはり町がそういう問題を抱え、打診されたとか、そういうことであれば、やはりそのことも踏まえて、きちっと町民に説明するというか、そのことが必要ではなかったのかな。

今の状況であれば、行っちゃえば行っちゃったわということで報告して、終わりという物事を形づけるということになれば、何かしら立場というか、厚岸町としてのまちづくりという立場では、いささか対応が弱いというのか、成り行きに任せるというのか、そんなような伺いしかできないなというふうに思います。

今、答弁の中で、はっきりというか、しっかりと確認だけはしておきます。今、この答弁書にもあるとおり、むしろメリットがあると。どういうメリットが出てくるのか、私はよくわかりませんが、そういうふうにとらえていると。そのメリットということは、プラス・マイナスを量りにかけたら、いいほうがあるというふうに思われますので、改めてこのメリットとはどんなものなのか、しっかりとここで約束というか、明示しておいていただきたいというふうに思います。

それから、総合計画であります。

これから町民の皆さんに意見を聞いたり、いろいろなまちづくりの中だと。しかし、一般の人方というか、私もそうでしょうけれども、10年の後の厚岸は何かいいことになるのかなという思いですよ、そういう総合計画。しかし、実際の厚岸町の今の持っている財産、今、どこのまちでも総合計画を立てるには、第一に、今までのようなやり方はできないということをしかり認識しているようです。それはなぜかという、今ま

でのように、あれもやりたい、これもやりたいと言ったって、自前でやらなければいけないということ。今までは、何とかすれば、国に頼めばとか、そういったものの右肩上がりの経済成長のときには、いろいろな国の施策もあったかもしれんけれども、今回の第5次では、みずからばんばんしなさいよということですよ。もうこれは確かにそうです。もうこうして補助金やいろいろな面で、国の借金から見れば、出てくるものも当てにならないわけですが、そういった負の部分も財産なのかもしれんが、そういったことをしっかり町民に開示の上で私はやるべきだと思うのであります。

いわゆる味付けのコショウというか、そういったものだけばらまいても、あとはやめてしまえば知らないよというやり方、そういうことは一切ないように、将来の負担を残すような総合計画だけは絶対やってほしくないと思うんですが、それだったって執行者の考え方一つです。

いやいや、いいんだ、いいんだと。とにかく並べれ、並べれという考え方なのか、その辺は、日々、執行者として、そういう日常行政執行に当たっている方々には、この現在の状況、そしてこれからの10年の先をある程度予測は私はできるのではないかなと思うからこそ、基本的な考え方はありませんかとお尋ねしたんですが、これから考えるということ、皆さんも。

しかし、第一に私は考えたいということは、先ほど同じようにお話ししております。ほかの市町村もそのように考えていらっしゃるようですが、やはりこれからは借金を減らして、一に。そして、その中で、できることを自分たちで考え、知恵を合わせて、そしてやっていくというところが、先進的なのというか、革新的なまちづくり総合計画として検討しているところが多々多いわけですから、ぜひそういったことを、今ならば間に合うというふうに私は受けとめます、これから考えるということですから。残された期間、あと1年丸々あるわけですから、そういったことでは、ぜひ考えていただいて、いい総合計画をつくっていただければなというふうに思いますが、そういう基本的な考え方についていかがでしょうか。私のほうがちょっとあれなんではないでしょうか、古いんでしょうか、お尋ねしておきたいと思います。

以上です。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2点の再々質問がございました。答弁をさせていただきたいと思います。

北海道の行政運営につきましては、支庁制度が中心になり、今日までされております。現在、14支庁があるわけでありまして。この14支庁を9総合振興局並びに5つの振興局という考えが、現在、進められているわけでありまして。

これは、古くて新しい問題であります。といいますのは、支庁制度は昭和23年から既に改革案が出ておりまして、数合わせでありませんが、当時は9支庁に見直すという考えがあったようでありまして。しかし、その後、14支庁を6の支庁にしようという、釧根でいえば、釧根地域を1つの支庁にしようという考えも新たに出た考えもあるわけでありまして、今日、私自体、なぜ支庁制度が振興局という名に変わったのか、理解に

苦しむところでありますが、しかしながら、いろいろと考え方をお聞きいたしますところ、支庁制度と変わるものではなく、名称が総合振興局となるというような私は理解をいたしたところでございます。

そういう中で、釧路管内の町村会におきましても、管内においては影響度は極めて低い。現行と変わるものではない、そのような理解を持っておりますし、私自体もそのように考えておる次第でございます。これが、すなわち第1回目の答弁に相なっておるわけでございます。

しかしながら、一方、根室支庁のほうは、特に根室市が反対をいたしております。総合局というものなることに対して、市民挙げて反対運動が展開されておることはご承知のとおりと思いますが、いずれにいたしましても、この釧路支庁、根室支庁が1つになって、総合振興局になるということは、現実の問題として避けては通れないであろう、そのように考えておりますし、また、それによって厚岸町は影響を受けるものではない、そのように考えております。

さらには、また厚岸町を所在地とする北海道の出先機関の問題であります。これらについても、今、詳細が、考え方は聞いておりません。仮に心配するようなことが起きたとするならば、所在地の厚岸町としては、町を守るという立場から、道に当たって対応を詰めていきたい、そのようにも考えております。

次に、第5期総合開発計画の関係でございますが、今ご指摘がございましたとおり、総合という名前がつくから、総花的であってはならない。すべてを羅列するような総合計画であってはならない、これは私も考えております。あれもこれもじゃなくて、やはりある程度優先順位を考えたものでなければならないことは当然のことと思うわけであります。

総合計画は、地域や自治体の将来像を明らかにする大切なものでございます。地方自治法で決められている総合計画であります。しかも、これは基本構想でございます。さらにはまた、実施計画というものもそれに伴って生じてくるわけありますので、私といたしましては、町長になってからの初めての総合計画でございます。そういう意味におきましても、住民本位の総合計画を策定いたしたい、そのように考えておりますので、先ほど来から申し上げましたとおり、いろいろな手順を踏みながら、町民の声を聞いたり、またアンケート調査をしたり、いろいろと町民自体がどういう考えを持っているのか、将来の厚岸像を町民は考えているか等のいろいろなご意見を聞きながら、立派な総合計画を策定いたしたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後3時20分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 私は、本定例会一般質問に当たりまして、通告をしておりました2点について質問をいたします。

まず初めに、平成20年度の地方財政計画の特徴をどのように見るのか、そしてこれが厚岸町の新年度予算にどう反映をされてきているのか、お伺いをするものであります。

次に、本年度の予算は、地方財政健全化法の基準が示されまして、この基準に基づいて、来年の決算の際には、これが適用されることとなりますが、これらの対応について、どのように考えてこの予算が編成されたのか、お伺いをいたします。

3点目として、ふるさと納税について伺います。

この制度は、まだ成立はしておりませんが、政府予算にも盛り込まれておりますが、これについて、厚岸町は今後どのような取り組みを進めていくのかお伺いをいたします。

次に、食の安全・安心についてお伺いをいたします。

さきに高橋議員も質問されておりましたが、中国からの輸入食品への殺虫剤の混入、アメリカ産牛肉による生後20カ月と判別のできないものが輸入されるなど、食の安全・安心を脅かす事態が後を絶たない状態が続いております。これについて、町としてどのような取り組みが行われているかお伺いいたします。

2つ目は、1つとして、学校給食センター、保育所、町立病院、特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの食材の購入はどのように行われているのか。さらに、民間施設でありますグループホームやコンキリエについても、どのように行われているかお伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。よろしくお願いをいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の平成20年度地方財政計画の特徴と新年度予算についてのお尋ねですが、まず平成20年度地方財政計画の特徴をどのように見るのか、厚岸町の新年度予算にどのように影響したのかについてであります。20年度地方財政計画の特徴といたしましては、1つ目として、地方が自主的、主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠として、地域再生対策費が創設されたことであります。

2つ目としては、地方税及び地方交付税など、地方一般財源の総額について、前年度を上回る総額を確保するとしたことであります。

3つ目は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に沿って、本年度も人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制を図るとしたことであります。

以上の3点が20年度における地方財政計画の特徴であり、福田内閣が提唱する地方再生のための総合的な枠組みである地方再生戦略で示されているように、地方に配慮した地方財政計画であるととらえておりますが、この計画による当町の20年度予算への影響

については、まず地方交付税につきましては、町政執行方針の中でも触れましたが、特別枠となる地域再生対策費は、総務省の試算で約1億800万円の交付が見込まれ、この分が前年度に比較して増額となるところでありますが、交付税の算定においては、当町独自の削減要素があるところから、総額で前年度比約7,800万円の増にとどまっているところでもあります。

一方、歳出面では、当町が独自で実施している給与削減や退職者不補充による人件費の大幅抑制や、町債発行抑制策による公債費の減額などがありますが、少子高齢社会や情報化社会の進展により、社会保障費など年々増加している状況にあり、収支バランスが保てず、毎年多額の基金からの繰り入れで対応せざるを得ない状況となっております。

いずれにいたしましても、今国会において、国の20年度予算のほか、租税特別措置法などが審議されている途中でもあり、当町としては、本年1月25日に閣議決定された地方財政計画に沿った予算編成を行ったところでありますが、今後においては、国の動向に注視しつつ、迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算は、地方財政健全化法への対応について、どのように考えられて編成されているのかについてであります。昨年6月に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率のうち、当町においてももっとも注視する必要がある比率としては、連結実質赤字比率と将来負担比率があります。

まず、連結実質赤字比率について、平成18年度決算ベースでは、当該比率はマイナス0.3%と、若干であります。赤字の連結決算となっており、これを黒字化させる必要があると認識しております。

なお、この法律に基づく早期健全化基準等につきましては、18年度決算ベースでの比率から判断いたしますと、この基準を下回っている状況となっておりますので、申し添えます。

19年度決算見込みにつきましては、現段階では確定的なことは申し上げられませんが、本定例会に提案しております各会計補正予算ベースにおいて、この比率を黒字化するように調整したところであります。

また、20年度当初予算についても、これまでの取り組み、対応を継続させるべく、必要となる経費を可能な限り盛り込んだところですが、今年度の地方交付税や今後の財政需要にかんがみ、的確な財政運営と健全化への取り組みを図ってまいりたいと考えております。

将来負担比率につきましては、当該比率の算出方法などが現段階において明確化されておらず、数値での説明はできない状況にありますので、ご了承願います。

この法律による健全化判断比率の公表については、19年度決算から適用となりますので、数値確定の際には、直近の議会で議員各位にご報告させていただきますので、ご理解願います。

次に、ふるさと納税についてはどのように取り組まれるのかについてであります。ふるさとに貢献、応援したいと思うふるさとのイメージは人によってさまざまであり、ふるさとを限定するものではないことから、出身地等に限らず、あくまでも納税者の意思と選択により寄附がなされるものと考えられることから、現段階においては、寄附金の額及びそれに伴う税収への影響などについては未知数であり、平成21年度以降の課税

状況等について、その推移等を見きわめていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、2点目の食の安全・安心についての質問であります。食の安全・安心を脅かす事態への町の取り組みについては、安全で信頼できる食を安心して手にすることができるよう、健康増進法第5条において、国及び北海道や保健所との連携と協力のもとに、食品の安全確保を通じて、町民の健康保護を図ることとされており、食生活に関する教育活動及び広報活動を通じた正しい知識の普及に関する業務が中心となるところであります。

今回の中国産冷凍ギョーザが原因と疑われる健康被害の防止に当たっては、1月30日、農林水産省から報道各社に該当製品を食べないように注意喚起の依頼が行われ、翌日1月30日には北海道農政事務所を通じて産業振興課及び保健介護課へ情報提供され、釧路保健所との連携を確保しながら、町内大型店など、報道されている流通ルートを調査いたしました結果、町内でも販売されていた事実が判明したことから、2月1日と2日の2回、防災無線により冷凍庫の点検と商品の返品を呼びかけたところであります。

また、社会福祉施設や介護保険サービス施設への情報周知にも努め、利用者への被害防止を図りましたが、この間、町民からの被害情報は寄せられておりません。

次に、公共施設における食材の購入状況についてであります。保育所については、町内業者から直接購入しておりますし、町立病院、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターにおいては、委託業者が調達することとしております。学校給食センターについては、教育長から答弁をいたします。

保育所につきましては、町内業者から食材を購入し、各保育所内での手づくりを基本に、安全・安心に配慮して調理を行い、通所児童に提供しておりますが、問題となっている中国産の加工冷凍食品やアメリカ産牛肉の使用実態は以前からありません。また、購入や納品については、月1回の見積もりを実施し、毎日、各保育所に直接納入することとして、鮮度や品質をその都度厳重にチェックし、安全性を確認して使用しているところであります。

町立病院、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターにおいては、委託業者が調達、調理し、提供しておりますが、3施設とも牛肉の使用実態がないことを確認しております。

また、中国産の有機燐系農薬混入対象製品についても、委託業者に納入に関する報告書を求め、納品及び使用実態のないことを確認しておりますし、さらに、その他の中国産冷凍食品につきましても、納入リストの提示を受け、その安全を確認したところであります。

なお、給食を提供している学校給食センター、保育所、町立病院、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターでは、平成9年の遺伝子組み換え食品問題に端を発し、給食食材検討連絡会議を組織し、給食食材安全性の共通認識と情報交換及び問題対応の場を設けておりますが、今回の中国産冷凍食品の健康被害を危惧する事態が発生したのを受け、2月20日に協議を行い、さらなる安全確認の徹底と今後の対応について、統一した取り組みを推進しております。

次に、民間施設における食材の購入状況であります。民間グループホームでは、地

元精肉店から購入した豚肉や鶏肉を利用しており、冷凍食品については国内産を購入しているとの報告を受けています。

一方、障害者施設のグループホームについては、2月中旬に直接の所管となる釧路支庁から中国産冷凍食品の使用状況の調査があったものの、施設では以前から一切使用の実績がない報告が行われておりますし、今後も安全に配慮いただくよう指導がなされているところであります。

また、コンキリエにおける外国産食材の仕入れ状況を確認のところ、全体の食材に占める割合は5.4%で、うち中国産食材は0.9%、アメリカ産食材は0.2%であります。今回問題となっている中国産の有機燐系農薬混入対象食品やアメリカ産牛肉は取り扱われてはおりません。

その他、中国産食材は、いずれも仕入れ業者から製品安全証明書の提出を求め、安全を確認して、提供をしているところであります。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、学校給食用食材の購入についてのご質問にお答えいたします。

厚岸町学校給食センターでは、製造品の購入につきましては、文部科学省の学校給食衛生管理の基準により、保健所が検査を行った食品衛生監視票を製造業者に提出させ、施設の衛生面や食品の取り扱いが良好で、衛生上、十分信用できる業者選定し、購入することになっています。

その上で、鮮度や良質な製品を選択するように常に配慮し、特に原材料や有害な添加物など、内容表示が明らかでない製品については使用しないようにしております。

冷凍加工食品の購入につきましては、その食品の履歴や検査結果報告書を提出してもらい、安全性を確認した上で購入しております。

ちなみに、今回の中国産冷凍ギョーザにつきましては、問題となってギョーザはもちろん、製造元である中国の天洋食品工場の製品については、全リストについて確認し、使用実績のないことを文部科学省に報告済みであります。

また、牛肉につきましては、BSE問題とは関係なく、価格の面から使用実績がなく、その他の肉につきましては、国産限定で使用しております。

さらに、検収、検品につきましては、においや手触りなど五感による検査並びに袋の異常や期限表示などを注視する中で実施しております。

なお、食品の購入については、保健所等関係機関からの情報提供を受け、健康被害等の発生状況に応じた対応をしております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、町長、教育長からご答弁をいただきましたけれども、まず地方財政計画、

それから厚岸町の新年度予算についてお伺いをしたいと思いますけれども、非常に厳しい財政状況がずっと続いてきているというふうに思います。それで、これがずっと続いていることによって、さまざまな面でそれへの昨年の参議院選挙だとか、そういうものも反省にあるのかどうかはわかりせん。結果的に、3代にわたる小泉政権からずっと続いてきているんですけれども、構造改革、こういうものが非常に痛みを伴っていましたし、地方に対する大きなしわ寄せがさまざまな形で、このままでは地方が成り立たなくなっていくというようなことがあって、今回、今年の地方財政計画になってきているのではないのかなというふうに私は思うんですよね。

それで、今、町長が説明されておりましたけれども、地域再生対策費、こういうものを創設して、4,000億円ですけれども、それぞれの地方に割り当てていくというような対応をとって、そういう中で、総務省の課長がこれで地方も一息できるのではないかなというようにことをおっしゃっているんですよね。しかしながら、今、町長が説明されておりましたけれども、計算では1億800万円の交付を見込むことができるのに、実際に予算として見込んだのは7,800万円にとどまっているというような状況になってきているわけです。そういうことを考えると、今回の地方財政計画は、引き続いて構造改革路線を押し進めることを堅持するということになっていくと思うんですよね。そういうことを進めながら、一部手直しをしていくということが今回の予算になっているのではないのかなというふうに私は思うんですが、この点について、率直な感想を聞かせていただきたいなというふうに思います。

それから、来年から健全化法による財政の連結決算で対応を迫られてくるわけですが、結果的に、国のほうもこのまま強行に進めていくと、夕張や赤平だけではないぞというようなことから、結果的に、連結実質赤字比率の財政再生基準は3年の経過措置をとっているわけですよね。そういうことを考えると、これに乗っていていいのか、さらに進めなければならないのか、その辺はどのように考えておられるかお伺いをいたします。

次に、ふるさと納税についてお伺いをしたいんですが、ふるさと納税については、厚岸町はそれほど関心がないのかなというふうに思いました。大体、質問通告して、担当課のほうからも、私にこのことについて問い合わせがありました。まだ決まってもいないのに、何でやるんですかというようなお話でしたけれども、実際には、もう先に進んでいるところは、もうどんどん手を打ち始めているんですよね。お金は入らないかもしれないけれども、自分たちのところにお金が回ってくるような手だてをとっているんですよ。ホームページでもどんどんそういう宣伝をしているし、あるいは、もしそれが始まったときには、ぜひ私のまちへお願いをしたいと。それから、こういうことでそれを使っていきたいんだということをもうアピールしているんですよね。

だから、町長がつい先ほど、東京厚岸会にも参加されたということを聞いたから、そういうことが始まったときには、大いに厚岸町にもそういうものを応援お願いをしたいというアピールをしてきたということを声高に私たちにも披露されるのかなというふうに思っておりましたけれども、そういうことがなかったんですよね。

これ、やっぱり今回、このふるさと納税については、早い者勝ちというか、あるいはどれだけ真剣に一生懸命やったところが、その成果をおさめるかということになると思

うんです。

それで、結果的には、これをふるさと納税は、結果的に寄附行為になるわけですから、その寄附の方法等がきちんと決まらないうちには、まだ何とも言えないけれども、それが自分、もし寄附したら、そのまちでの税額が一定の控除になるということをきちんと知らしめながら、やはりそれぞれのまちに対する対応をしていく必要があるのではないのかなというふうに思うんですけれども、そうすると、厚岸町がこれをもし黙っていたとすると、やはりどこからもお金が入ってこないことになるんですね。

ですから、これについては、やはりきちんとした宣伝、今から対応策をとっていくということが大事ではないのかなというふうに私は思うんですが、それらについて、その対応について説明をお願いしたいというふうに考えます。

それから、次に、食の安全の問題ですけれども、非常にこれは難しい大変な仕事であると。ただ、担当されている方々も、そうはいったってというのがある意味、思われている内容ではないのかなというふうに思います。

言ってみれば、無責任な一部の人のやったことによって、結果的に、もう日本も中国も大騒ぎになってしまうというようなことだと思うんですね。

ただ、食の安全については、やはりきちんと対応していただかなければならないと思うんですが、これにはやはり町だけが一生懸命やろうとしても、なかなかできるものではないというふうに私は思うんですよね。購入等について、十分配慮していただくということは当然でありますけれども、そういうものも全部すり抜けてきたのが今回の問題ではないのかなというふうに思うんですよ。そうすると、やはり輸入食品をどう安全に私たちの手元に届けていただくようにするかということが一番大事だと思うんですね。

それで、一番問題になるのは、輸入食品を扱っていく職員というか、体制がどうなっているのかということだと思うんですね。それで、日本には食品衛生法という法律があって、これに適合しているものだけが輸入されているということになっているはずなんですよ。ですから、その検査を通過したものだけが輸入されているということになっていると思うんですが、残念ながら、この食品の検疫に従事している食品衛生監視員というのは、全国で334人しかいないそうなんです。そうすると、その中から検査をして、通していくということになると、ほとんどの食品が無検査と同じような状態で輸入されてしまうということになると。そして、それも全部を調べるわけありませんから、大半が無検査状態で通ってしまうということになっているこの現状をやっぱりきちんと見ていかなければならないということになると思います。

ですから、今回、このギョーザの問題でいえば、中に入っていたものが、中国では、いやいや、それは外からもう入れることができるんだというような話をしておりますけれども、実際、そういうことをきちんとやっぱり両国が検査できるような体制をつくっていただくことがどうしても大事になってくると思うんですね。

ですから、この問題については、二重三重の安全対策を講じていただくということをやっぱり国に強く働きかけていただくということと、体制を強化していただくということをやっぱり働きかけていただきたいなというふうに思います。

あと一つは、輸入に携わる業者、この人たちのやっぱり姿勢といいますか、これも非常に大事になってくると思います。やっぱり輸入する商社、輸入企業がきちんとした体

制をとって対応するという事になっていかなければならないと思うんですよね。それをうのみにしたスーパーや生協が、今回、このような問題に結果的にはなっているというふうに思います。

ですから、これらについては、やはり徹底した安全対策をとっていただくようなことをきちんとやっていただくということは、これは厚岸町だけでなく、厚岸町もやっぱりそのことについて強く国あるいは道に働きかけをしていただきたいというふうに思いますし、関係する企業にも、そういう要請をしていくべきではないのかなというふうに思います。

一番問題は、40%を切る食糧の自給率、ここにも問題があるわけですがけれども、実際、それだけを言っていたんでは、私達の食を守ることができませんので、やはり安心・安全な食をきちんと確保していただくという体制をとっていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つは、学校給食会ありますよね。学校給食会が扱う商品といえば、もうほとんど安全で大丈夫ではないのかなというように思っていましたら、小樽でしたか、あれ、マッシュルーム食べて、ちょっと大変なことになったんですけれども、そして学校給食会というところのホームページを見て、ちょっと?然としたんですけども、自分たちがきちんと検査しないで、愛知県の保健所が検査したので、そっちを見て下さいというようなことが載っているんですよね。だから、そうではなくて、やっぱり自分たちは北海道の保健所とやっぱりきちんと対応して、すぐそのことを報告すべきではないのかな。

ただ、愛知のほうでもこうやってやったら、こういうことで安全という報告が出ましたよということであればいいんですけれども、北海道の給食会は、2月8日に検査したのかな。ああ、違うな。検査結果を公表したのは2月22日なんですよ、最終的にね。北海道薬剤師会公衆衛生検査センターというところでやったんだ。けれども、愛知県は2月14日にもうやっているんですよね。問題の出たところが非常にゆっくりとしたペースで物事を進めているのに、ほかのほうは素早い対応をとると。この辺には、やはりちょっと問題があるんじゃないのかな。北海道の子供たちの食の安全を守るという立場から、学校給食会の対応には非常に私は余りにも食の安全に対する対応をきちんと行うという姿勢に欠けているんじゃないのかなというふうに思うんですが、その点についてはどう考えているか質問いたしまして、2回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

3点についてご質問のことと把握しております。

まず、今回の平成20年度地方財政計画の件でございます。

議員ご指摘のとおり、地方再生対策債創設で4,000億円、厚岸町の試算額としては1億800万円、これは総務省の試算で、議員、ホームページ等でご確認されていることと思います。しかしながら、厚岸町独自のいわゆる測定単位、例えば学校数ですとか、人口ですとか、そういうものを加味しますと、差し引き7,800万円の増と。前年度当初対比7,800

万円の増ということで、大きく増は見込めないと。

ただし、国としては、地方再生対策債として4,000億円を措置するということを言っているようでございますが、これはやはり各それぞれ約1,800団体の事情がございますので、増減はあることは十分考えられますので、厚岸町はそういうことになる、我々の推計ではそういうことになるというふうにとらえております。

それで、これは小泉内閣時代の構造改革に沿うことを堅持していくのではないかと、この感想についてでございますが、これは、いわゆる骨太の方針2006、この積み残しの分でございます。この2006の積み残し分が骨太の方針の2007に、2006の積み残し分を確実に実行するということから来ておりまして、議員ご指摘のとおり、この構造改革については、堅持され、実施されるものと担当としては考えております。

それから、連結決算等についてでございます。

基準につきましては、議員ご指摘のとおり、政令、省令が公布されまして、基準が示されたところでございます。おおむねの基準につきましては省略いたしますが、経過措置として、連結実質赤字比率のみが3カ年間のいわゆる経過措置で、本来30%でございますけれども、市町村につきましては30%でございますけれども、35、40、30ということで経過措置が設けられてございます。

これにつきましては、ご質問のこれに沿っていくのかということでございますけれども、少なくとも経過措置がこれだけ緩やかなことにされているところでございますが、財政担当としては、この比率があるから、経過措置があつて緩やかになっているから、それに沿ってやるという気持ちは毛頭ございません。少なくとも、連結赤字を脱却するという強い気持ちで進んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、ふるさと納税でございます。

議員ご指摘のとおり、ホームページ等を見ますと、都道府県、政令市、それから市につきましましては、かなりの件数がこのふるさと納税についての先手を打ってございます。その先手といいますのは、いわゆる寄附金を我が市、我が県にぜひというようなPR、例えば都道府県、市町村の名前は申し上げませんが、子ども育成基金に積み立てるどうか、そういう制度をもう既にPRをして行っているのは多数見当たります。

全くこの件を私どもは承知していなかったわけではございません。21年度から試行されるということで、今なおこの件につきましては、どういう手法があるか研究をさせていただきたいということでございます。

その裏には、まだ国会で審議中でございます。地方税法等の一部改正が提出されておりまして、審議中でございますけれども、この法案がどうなるかわかりませんが、反対の意見もあるようでございます。2点ほど抽出させていただきますと、ふるさと納税の明確な定義がいまだはっきりしていない。いわゆる法案だけではまだはっきりしていない。それから、納税サービスを受ける住民が、税を負担するという意味の受益者負担の観点から、これを逸脱するのではないかとというような反対意見もあるというように聞いております。

この辺も、今国会でどのような審議がされ、どのように議決されるのか、修正されるのか、私どもにはちょっとわかりませんが、その辺を見きわめながら、どのような制度

になって、どのように運用されるのか見きわめながら、その寄附についてのPR等について、なお研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 食品の安全対策につきましてご答弁をさせていただきます。

食品につきましては、これだけ流通ルートが発展いたしております状況でございますと、一自治体での食への対応ということについては、おのずと限界があるというところでございます。

町民の不安、心配を取り除くためには、国を挙げての取り組みを持ち込むことが重要ではないかというふうに考えておりました、食品衛生法、それから食品安全基本法という2つの法律では、実質、管理の指導部分を国が担っていると。それから、流通部門については、北海道が対応している。私ども自治体の段階では、健康増進法に基づいた取り組みということで、北海道釧路保健所と連携しながら、各種事業を実施していたわけございまして、そういった意味では、今、問題になっております残留農薬や、それから食品添加物の確認体制の強化ですとか、危険な食材を流通ルートからの排除や、安全・安心のための消費期限の表示の統一だとか、各関係者との連携のあり方や情報の一元化、さらには原産地表示の明記、こういうようなことにつきまして進めていって、食品への信頼回復に向けての動き、こういうものが始まっているというふうに認識を今しているところでございまして、さきに行われております国民生活審議会の議論、この内容がどのようになっていくか、そこら辺を注意深く見てまいりたいと思いますし、町といったしましても、機会をとらえまして、北海道を通じて働きかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私のほうからは、学校給食に関しましての安全問題、特にご質問者からご質問ございましたマッシュルームの件についてお答えいたします。

まず、今回の小樽で起きましたマッシュルームに関して悪臭ですとか、あるいは一部健康被害ということで、北海道、埼玉及び東京都教育委員会からの報告でありました。小樽におきましては、2月8日に小学校で下痢、腹痛の症状を示した児童があるということで、その間にマッシュルームに異臭があったというようなことで、翌日2月7日には、安全性を確保をするためのですね、その製品の使用を中止しなさいというような通知が保健所からも参りまして、私どももそのような対応をとっているところでございます。

まず、愛知県、テング缶詰製造のマッシュルームでございまして、製造元が愛知県ということで、愛知保健所のほうが検査に当たったという内容でございます。いまだにまだ検査は続けているようでございますが、北海道学校給食会におきましては、質問者ご指摘のように、22日にその報告があったように報道されてございます。

その後、学校給食会からは、新たな対策として、材料納入業者に対する第三者機関に

よる安全証明書の添付ですとか、そういうものを実施するというような考えも示した中で、各納入市町村の学校給食センター並びに学校に対しまして、おわびというか、そういった文書が流れていたところでございます。

また、町も、学校給食会だけでなく、いろいろな業者から材料を納入しているわけですが、前にご答弁申し上げましたように、可能な限り、いろいろな証明ですとかそういうものをする中、それから現場での検収を徹底する中で、食材の安全性につきまして、これからも確保していきたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 財政については、非常に厳しい、結果的には政治改革の部分がきちんと今でも指導方針に沿って進めているということになっているということで、若干の見直しが必要なのかなというふうに思うんですけども、やはり厚岸町の財政が、地方はやっぱりきちんと決めていくというようなことになっていかなければならないのかなというふうに思うんですね。

そういうことが、さまざまな今回の地方特定財源の問題にしても、結果的には全部最初の指導は国が握っているということに基づいて地方は財政改革進めてということになっている、これをやっぱり解き放してもらうような体制をとっていかなければ、本当の自立した地方自治にはなっていないのではないかなというふうに思います。

ですから、やっぱりこういう今の景気状況をやっぱり町長もきちんと見分けながら、やっぱり取るべきものはしっかり取っていくということがもう大事ではないのかなというふうに考えますけれども、その点について、どのように考えているかお伺いをいたします。

それから、食の安全の問題について、今、町長の説明ありましたけれども、やはりもう一地方自治体では、もう本当に対応できるような内容ではありませんから、国あるいは道の対応をきちんと引き出しながら、私たちの生活を守っていく。多くの方々が、こういう機関、こういう人たちがやっているんであれば大丈夫だろうというふうに思っていた問題で、それぞれ生協の問題だとか、学校給食会の対応だとかこういうところにある意味信頼をしていると思うんですね。本当にそういう名前を聞いただけでも、多くの人たちが、そういう人たちが携わっているんであれば、大丈夫ではないかというふうに信じて当たり前だと思うんです。そういうことを裏切らないような対応をきちんとしていただくということが非常に大事になってくるのではないかと私は思いますけれども、これについて、もう一度ご答弁をお願いいたします。

以上です。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

平成12年に地方分権法一括法案が通りまして、我々としては、地方自治を中心とするまちづくりが確立できるものであるという大きな期待を持っておりました。さらにはま

た、税源移譲という新しい制度も出たわけではありますが、残念なことに、今日では自主自立のできるような財政状況にないことは事実であります。

そういう中で、連結決算の時代を迎えたわけでありまして、るるお話がありましたとおり、夕張市においては、あと残すところ17年間、国にお金を返さなければならない、借金を返済しなければならない。さらにはまた、つい最近では、赤平市がどうにか赤字転落ということを抜けたわけではありますが、そういう実態を見るたびに、我が厚岸町においては、そういうことがあってはならない。町長の責任を改めて重く考えておるわけでございます。

そういう意味において、今後とも健全財政を維持しながら、先ほど来からお話が出ておりますとおり、この厚岸町に産み育ててくれてありがとう、そういう時代をつくってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 学校給食会の件でお答えいたします。

学校給食会の場合、米及びその製品、あるいは小麦粉並びにその製品についての補助の関係で、学校給食会、それぞれの市町村の学校給食と密接に結びついているというふうな関係がございます。

ただ、それ以外の製品については、逆に言うと、ほかの業者との価格との関係で納品するというのは決めるのは、自主的なそれぞれの市町村の判断というふうなことでございますので、給食会のほうも今回、そういうふうな監視を強めたいという内容の文書が来ておりますけれども、こちらのほうからも、いわゆる公に近いものとしての信用として納品してもらっているというあたりを重く受けとめて、より一層厳しい検査をお願いしたいというふうに要請してまいりたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 食品関連事業者、それから消費者の側からの役割といいますか、そういうことにつきましても、食品安全衛生法の中で定められているところでございますが、国、道にきちんとそれぞれの立場から言うべきことを言いながら、要請すべきことを要請していく、そういうことが必要だろうというふうに思っておりますし、それぞれが行政の向上だとか、それから意見を上げるだとか、そういうリスクコミュニケーションというような概念もございますので、そういうようなことがきちんと機能するように、私どもも消費者サイドの声、そういうものをきちんととらまえて、行政ルートに乗せていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 以上で谷口議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

午後 4 時20分休憩

午後 4 時20分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 質問通告書に従って質問します。

第1点目は、子育て支援についてです。

今、灯油やガソリンだけでなく、生活に欠かせないありとあらゆる商品の値上げラッシュが給与のふえない家計に襲いかかっています。そんな中でも、親たちは子供の笑顔に励まされながら、仕事や子育てに懸命に取り組んでいます。大幅な子育て支援策を求めます。

就学援助対象者の幅を広げることはできませんか。

18歳未満の子供が3人以上の場合、第3子の保育料を無料にできませんか。

国の制度で、子供の医療費助成が就学前まで拡充されましたが、厚岸町でも年齢制限をもっと広げることはできませんか。

浜中町では、昨年10月より中学生3割が1割負担になっているようです。生み育て・支え合い・あんしん・あつけしプロジェクトの中で少子化対策が実施されていますが、人口減少、流出に歯どめをかけて、若者の定住策や子育て支援など、暮らしやすいまちづくりとしての思い切った独自の施策が今、本当に必要になると思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、妊婦健診助成についてです。

厚岸町では、5回程度の妊婦健診の公費負担を実施しています。交通費の一部助成も始まり、地域ではとても喜ばれていますが、近年、高齢やストレスを抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、不安定雇用や低賃金の中で、子供を産み育てることがとても困難になっています。国のほうでも、公費負担について、14回程度行われることが望ましいとも言っています。妊婦健診を10回までふやすことはできませんか。これは、何事もなく出産した人の受診回数です。

それから、今、産婦人科が少なく、釧路でも市立病院と日赤だけです。車やＪＲを使うにしても、とても不安があります。町立病院に助産師外来が設置できれば、とても助かると思うんですが、いかがですか。

産後の肥立ちとよく言いますが、子供を育てることはとても大変です。近くに見てくれる親がいれば、手伝ってくれるかもしれませんが、今のこの時代、親も生活することがとても大変になっています。産後ヘルパー派遣制度をつくっていただけませんか。子育ての相談など、一人で悩むことにもアドバイスが得られると思うのです。

以上で1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の子育て支援についてであります。就学援助対象者につきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

まず、18歳未満の子供が3人以上の場合、第3子の保育料を無料にできないかについてであります。厚岸町では、平成19年4月から独自の子育て支援事業を推進し、お子さんを育てる保護者の皆さんの経済負担を軽減し、厚岸町の未来を支える子供の健やかな育成と子を持ちたいと思う家庭を応援することで、少子化対策に寄与する事業として、出産祝金支給事業を初めとした4事業を新年度も継続し、実施することとして、約580万円の予算措置を今定例会に提案しておりますが、そのうち保育料の助成制度につきましては、3人以上の子供があり、第3子以降が保育所などに通われている場合、年間の保育料の20%を助成する内容で、継続実施することとしております。

この事業では、今年度の対象児を、民間の幼稚園児を含め、推定で57名と見込み、当初予算計上、年間約245万円の一般会計負担となりますが、この推計をもとに、要望であります全額を無料とした場合には、おおよそ1,227万円の予算が必要とされ、町の厳しい財政状況を考慮した場合には、現時点で制度の拡充を図ることは大変困難であることをご理解いただきたいと思います。

次に、国の制度で子供の医療費助成が4月より就学前まで拡充されましたが、厚岸町でも年齢制限をもっと拡充できないかについてであります。質問にありますとおり、平成20年4月から、医療保険制度において、医療機関への受診時に支払う自己負担金が、現在、3歳未満に適用されています2割負担とする軽減を、就学前まで拡充することになっております。

厚岸町では、既に就学前までの乳幼児を対象にした医療費助成制度がありまして、助成内容は、医療機関への受診時に支払う自己負担金について、町民税非課税世帯は初診時一部負担金のみ、町民税課税世帯は1割負担であります。1割負担の対象者には、1カ月の負担限度額があり、その限度額は、外来で1万2,000円、入院で4万4,400円となっています。このたびの国の負担軽減施策は、町の乳幼児医療費助成制度の対象者に対して直接の影響が出てこない内容であります。助成事業としては、3歳から就学前までの対象者にかかわる医療費助成額が軽減される1割分減ることになるわけでありまして、その金額は、概算ですが400万円程度と推計しております。

この乳幼児医療費助成制度は、ご承知のとおり、北海道医療給付事業の助成制度を利用した制度でありまして、市町村の事業費の2分の1は北海道が負担しておるものであります。北海道では、助成事業費が減る財源を利用した制度の拡充策を検討しておりまして、具体的には、この10月から、6歳以上12歳までの小学校就学児童を対象に、入院に係る医療費を助成をするというものであります。

当町の助成事業は、北海道医療給付事業を受けて実施しているものでありますことから、北海道と同様の見直しを行い、新たに対象となる児童のいる世帯への支援を図っていく助成であります。

続いて、2点目の妊婦健診助成についての質問であります。まず妊婦健康診査の公費負担回数をふやすことについてであります。厚岸町では、平成9年度以降これまで、

妊婦の20週までに1回分6,880円と、21週以後の1回分6,590円の合計2回分、さらには出産時35歳以上の方を対象に、超音波検査1回分5,300円について、妊婦健康診査費用として一般会計で負担してまいりました。また、平成19年4月からは、町独自の子育て支援策として、妊婦健康診査通院支援事業を創設し、平均14回とも言われている通院費用のうち、2万円を助成しております。

この提案の妊婦健康診査費用の10回分を公費で負担することについては、町独自の子育て支援策を実施して間もない段階であり、さらには町の厳しい財政事情もあって、制度の拡充のための財源を捻出することができませんことから、現時点では回数増を明示できる状況にありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、助産師外来の設置についてであります。

助産師外来は、本来、産科医師が常駐している医療施設で行われるものですが、道立羽幌病院では、産科常勤医師が不在となることから、他病院と連携して、助産師による外来開設を道内で初めて行う報道がされています。

町立病院では、過去において産婦人科の診療を行っていた時期もありましたが、現在では助産師資格を有する看護師もいなく、施設的にも整っておらず、加えて連携する産科医師の確保のめどもなく、新たに助産師外来の設置は考えておりませんので、ご理解願いたいと存じます。

次に、産後ヘルパー派遣制度についてであります。この提案の制度は、産後において体調不良のため家事や育児が困難な母親の家庭にヘルパーを派遣し、食事の支援、衣類の洗濯、掃除や買い物といった家事などを行う子育て支援の一つであります。北海道の情報では、6つの市町で実績がありますが、利用者が少なく、今年度で終了する自治体もあると聞いております。

現在、厚岸町では、厚岸町次世代育成支援行動計画の策定時に行ったニーズ調査などをもとに、保育関連事業や育児相談事業の充実を柱として、要望の多かった一時保育事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て支援センター機能の充実など、14の目標事業を掲げ、実現可能で急がれるものから取り組みを進めることとしています。

しかし、ご提案の家事を行うヘルパー派遣制度は、要望もなく、計画には盛り込まれなかった事業であることから、まずは目標事業の推進を図ることを優先しながら、子育て環境の整備とともに、出産後の母親の身体的、精神的に不安定な時期を支える事業も重要な支援でありますことから、相談業務の中で新たな事業として需要があるかどうかの把握をあわせて行いながら、協議してまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、就学援助対象者の幅を広げることはできないかのご質問にお答えいたします。

厚岸町では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対し、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図っているところであります。この就学援助対象者は、生活保護法に規定する要保護者と、その要保護者に準ずる程度に困窮してい

ると認められる者、いわゆる準要保護者であります。この制度は、国の補助制度のもと、国の補助基準をもって給付してまいりましたが、その状況は、この10年間を見ると、児童・生徒の減少にもかかわらず、対象人数が逆にふえる状況であり、全児童・生徒に占める割合も、11%から18%に伸びている状況であります。

当然、援助費はふえますが、国の補助金はこれとは逆に減り続け、平成17年度には三位一体の改革により、この制度の大部分を占める準要保護の補助金がなくなり、税源移譲とともに、地方交付税の基準財政需要額に参入されました。しかし、基準財政需要額に参入されたからといって、今まで同様の制度維持は財政上難しいとの判断から、幾つかの自治体では、援助費の対象となる認定基準を引き下げ、認定対象者を減らす方向での対応が見られました。

当町においては、平成18年度から認定基準の縮小は、現に援助費を受けている保護者への影響が大きいとの判断から、支給額の調整を行い、認定対象枠の維持に努めてきたところであります。このようなことから、現在の厳しい財政事情が続く中では、就学援助対象枠の拡大については難しいと考えています。

しかし、原油価格高騰に始まる最近の物価高により、保護者の負担が一層ふえることが懸念されることから、新たに学校給食費に対する補助を実施して、保護者の負担を抑えるなど、今後も保護者の負担軽減に向けてさまざまな角度から検討を加えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 財政が足りないと言われるかなと思いながら、案の定こういう回答が出てきたなという感じで聞いています。

それで、まず、就学援助対象者の幅を広げることができないかということなんですけれども、今までどおり厚岸町で頑張って下げないでやっていくということなので、それはずっと頑張ってほしいなと思いますが、本当にお母さん、すごい大変なんですよ。だから、この教育長の教育の方針の中にあります「早寝早起き朝ごはん」というのも、これもやってあげたくても、3回のパートとか4回のパートとかで走り回っていて、朝御飯がつくれなくて、そういう状態があったりしています。ですから、少しでも安心して子供を育てられるような方法というか、この方針にありますね。「未来を担う児童・生徒が夢や希望を持って生き生きと学び」という、ここの文言がありますけれども、こういうふうに厚岸で、町長も言っていましたけれども、厚岸で子育てしてよかったなと、そう思えるように、もっと踏み込んで考えてもらえたらなと思います。

それから、18歳の子供、ここで3人目には20%の助成をしていますということなんですけれども、これはあれですよ。全額納めてからですよ、たしかね。1年間きちっと納めてから、納めたものに対して20%を助成しますということですよ。国の基準は、2人目までは半分、それから3人目は10分の1となっていますよ。だから、厚岸で3人目を育てている方の数というのは、大体幾らぐらいなのかと思うんですよ。10分の1とすれば、そんなにお金がかからないくても保障できないのかなって、ここにすごく金額が

上がっていますけれども、その辺どうなのでしょう。

それから、妊婦健診のことの中で、今始まったばかりですから、回数のことはこれからおいおい考えてもらえればいいんですけれども、助産師外来の設置というのは、医者さんがいればいいというふうに私は聞いたんですよね。産科じゃなくても、医療機関があればいいと聞いたもんですから、子供を妊娠した状態で、1時間かけて釧路へ行かなければならないんですよね。だんなさんが乗せていってくれる場合もありますけれども、自分で運転して走っていかなければならない。結構母体に負担というのがかかると思うんですよ。それで、相談できるような形で、助産師さんの募集とか、それから定期的に置くんじゃないかというふうなことから、助産師外来というのは踏み込んで考えてもらったほうがいいと思います。

産後ヘルパーのほうは、いろいろ聞いて、考えてくれると言っていましたので、これも結構、今、夫婦で2人やっていると、信頼というか、頼りになるのはだんなさんなんですけれども、そのだんなが、結局は早く帰ってこれないとか、仕事が忙しいという中で、1人で子育てをしていかなければならない。ましてや、もう一人、2人目の子供がいる。1歳か1歳6カ月とかの子供がいたりすると、とてもじゃないけれども、お母さんの休む場所がない、そういうこともあります。ですから、そういうことも、今、考えてくれると言っていましたけれども、積極的にもう少し考えてほしいなと思います。

2回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私のほうからは、18歳未満の子供が3人以上の場合の第3子の保育料を無料にできないかの第2回目の質問についてお答えを申し上げます。

現在、厚岸町では、昨年4月から第3子目についての保育料の20%の助成を行っておりますが、ご質問にありました第2子目、第3子目以降の保育料の割引きでございますが、これは厚岸町も国の制度に倣いまして、2人目につきましては2分の1、3人目以降につきましては10分の1の保育料で現在も設定させていただいております。

それから、3人目の数につきましては、これは当初予算ベースで試算しておりますが、大体45人がこの対象になるだろうと。

それから、大変金額が大きいというお話ですが、ご質問の内容からしまして、18歳未満のお子さんのうち、第3子ということですので、保育所に3人がいるという考え方ではなくて、例えば小学生に2人いて、3子目が保育園にいるといった場合は、この割引率は適用になりません。普通の保育料をいただくことになります。それで計算しました場合に、大体これを無料化してしまえば、1,200万円程度の保育料がかかると。単に10分の1の保育料の人だけという計算には成り立たないということでございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、就学援助対象者の枠の問題についてお答えいたします。

先ほど答弁申したとおり、これからも対象者がふえていく傾向にあるというふうに見ております。その中では、私のほうでもぜひ対象枠の維持については、今後も努力してまいりたいというふうに考えております。

また、先ほども申しましたが、就学援助につきましては、いろいろな形で考えておりますし、父母負担軽減費についても、他町から見ても、金額的に高いというふうに思っておりますし、この金額についても、来年度についても維持していくというふうなことで考えておりますし、先ほど申したとおり、物価高の中での報道にもありましたように、鉏路市も給食費を値上げすると。本来的にいうと、かなり厳しい状況にある中で、何とかここにも今年度、補助をつけていくということで考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 助産師外来についてお答え申し上げますけれども、町立病院が助産師外来を行うという場合は、医療行為になります。医師の指示のもとに行わなければならないということに相なります。

ですから、やる方法としては、連携病院、日赤なら日赤病院の先生が、不定期でもいいんですけれども、月に1回だとか、そういう診療契約を結びまして、外来を持つことが基礎になります。うちの看護師、助産師がもしいるとすれば、その方々に業務をお任せすると。連携をして、お任せをするという形であれば、今の医療法の中では、助産師外来ができる形になっております。

ですから、町立病院でやりますと、そういう意味では、医師の確保、それと当然医療技術の確保も要りますけれども、それとエコーと言います超音波診断装置ですか、そういうものがなければ、せっかく来ていただいても、そういう設備等のものを備えなければならないということがあります。

ただ、今の病院の状況を考えますと、そういうことも専門外来としてやっていくこともよろしいんですけれども、まずは普通の医療を普通にやるというんですか、かかりつけ医という病院長の考え方もございますので、そういうことをまずきちんとやり切る。それと、地域の在宅も含めてやっていくということの今の方針でありますので、ここまですで、いわゆる議員言われる要望までこたえられるという今、状況にはないということでご理解を願えればなと思っております。

●議長（南谷議員） ここで会議時間について通知いたします。

本日の会議時間は、15番、石澤議員の一般質問が終了まであらかじめ時間の延長を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 すみません。いいです。ごめんなさい。言おうと思ったら、言ってしまうんだもん。わかりましたので。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

●石澤議員 はい、いいです。

●議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会とします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時47分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 0 年 3 月 6 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員